

審 査 基 準

令和6年1月4日作成

法 令 名：道路交通法施行令

根 拠 条 項：第13条第1項

処 分 の 概 要：緊急自動車の指定

原権者（委任先）：富山県公安委員会

法 令 の 定 め：

審 査 基 準：

標 準 処 理 期 間：14日（うち経由機関5日）

申 請 先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。

問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部交通部交通企画課
（電話 076-441-2211 内 5023）

備 考：

審 査 基 準

令和6年1月4日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第14条の2第2号
処 分 の 概 要：道路維持作業用自動車の指定
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日（うち経由機関5日）
申 請 先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部交通部交通企画課 （電話 076-441-2211 内 5023）
備 考：

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第32条の7第2号
処 分 の 概 要：19歳から大型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第2項（指定の基準等）
審 査 基 準：19歳から大型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係（電話 076-441-2211 内 731-251）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 4 号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号又は第 34 条第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 7 項、第 8 項若しくは第 10 項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第 98 条第 2 項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第 1 条第 1 項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号並びに第 34 条第 5 項及び第 8 項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第 34 条第 2 項、第 4 項、第 7 項及び第 10 項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第 1 条第 2 項（同条第 3 項、第 6 項及び第 8 項において準用する場

合を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オ

ートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。)又はMT車(AT車以外の自動車をいう。以下同じ。)の別は問わない。)でなければならないものとする。また、別表の(1)技能教習第1段階の項目1「技能録画教習①」及び同第2段階の項目14「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車(個々の障害に応じた持ち込み車両)を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等(規則第1条第2項第3号ハ及び第4項第3号ハ)

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備(年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。)が備えられていなければならないものとする。

(4) 教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第1条第2項第4号及び第4項第4号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基いて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の5に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等(大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。)の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして1種類作成されていれば足りる。

3 指定の申請等

(1) 指定の申請

指定の申請に際しては、規則第2条第1項に規定する指定申請書のほか、同条第2項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ1部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の5、第31条の6、第35条若しくは第36条又は規則第2条第2項若しくは第4条の規定により既に当

該書類を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数(普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。)に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないよう指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

(3) 教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（AT車又はMT車の別は問わない。）を使用すること。

(4) 教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね9か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

(5) 教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編 73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第1段階の項目1「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第1段階

最初に技能教習項目1「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目1「性格と運転の概説」、学科教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第1段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第2段階の教習を行うこと。

ウ 第2段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目2「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目1「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故

の悲惨さ」の順序は問わないが、第2段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証の確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行う

ものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めるとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指

定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留意すること。

別表

(1) 技能教習 合計 31 時限
第 1 段階 (11 時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経験課程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
程	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視線の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の変え方 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通

6 鋭角コース等の通過	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 鋭角コースの通過 	コース	二種
7 方向変換及び縦列駐車	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場所での止め方と発進の仕方 幅寄せの仕方 	コース	普通
8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通行位置の選び方 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 進路変更の仕方とタイミングのとり方 障害物とその付近の情報のとり方 進路変更の可否の判断 側方間隔のとり方と速度の選び方 進路のとり方、戻り方 障害物への円滑な対応の仕方 	コース	普通
9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方 	コース	普通
10 踏切の通過	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止の仕方 安全確認と通過の仕方 踏切内で故障した場合等の措置 	コース	普通
11 転回	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 転回場所、転回方法の選び方 転回場所の交通状況の捉え方 対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 転回における走行位置と速度の選び方 転回の方法 方向変換 	コース	二種

12	教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）	1	コース	二種

第2段階（20時限）

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れへの入り方 交通の流れに合わせた速度の選び方 速度に合わせた車間距離のとり方 適切な通行位置 	14	道路	普通
	2 進路変更	<ul style="list-style-type: none"> 交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 右左折に伴う進路変更の仕方 		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	<ul style="list-style-type: none"> 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 信号の読みとりと対応の仕方 標識・標示等の読みとりと対応の仕方 		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 		道路	普通
	5 歩行者等の保護	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等の動きの読みとり方 歩行者等の側方通過の仕方 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 身体の不自由な者等への気配り その他歩行者等に対する気配り 		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 坂道での運転 カーブでの運転 対向車との行き違いの仕方 他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 段差のある道路での運転 踏切での運転 追い越し方、追い越され方 渋滞時の運転 		道路	普通

7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所・転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		道路	二種
11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通

年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

(2) 学科教習 合計5時限

第1段階

課程	項目名	内容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第2段階

課程	項目	内容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性と交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運動行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

凡例 ・「コース」とは、届出教のコースをいう。

- 「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
- 「適性」とは、運転適性指導員をいう。
- 「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
- 「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第32条の8第2号
処 分 の 概 要：19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第3項（指定の基準等）
審 査 基 準：19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係（電話 076-441-2211 内 731-251）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 4 号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号又は第 34 条第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 7 項、第 8 項若しくは第 10 項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第 98 条第 2 項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第 1 条第 1 項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号並びに第 34 条第 5 項及び第 8 項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第 34 条第 2 項、第 4 項、第 7 項及び第 10 項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第 1 条第 2 項（同条第 3 項、第 6 項及び第 8 項において準用する場

合を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オ

ートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。)又はMT車(AT車以外の自動車をいう。以下同じ。)の別は問わない。)でなければならないものとする。また、別表の(1)技能教習第1段階の項目1「技能録画教習①」及び同第2段階の項目14「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車(個々の障害に応じた持ち込み車両)を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等(規則第1条第2項第3号ハ及び第4項第3号ハ)

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備(年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。)が備えられていなければならないものとする。

(4) 教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第1条第2項第4号及び第4項第4号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基いて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の5に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等(大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。)の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして1種類作成されていれば足りる。

3 指定の申請等

(1) 指定の申請

指定の申請に際しては、規則第2条第1項に規定する指定申請書のほか、同条第2項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ1部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の5、第31条の6、第35条若しくは第36条又は規則第2条第2項若しくは第4条の規定により既に当

該書類を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数(普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。)に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないよう指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

(3) 教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（AT車又はMT車の別は問わない。）を使用すること。

(4) 教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね9か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

(5) 教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編 73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第1段階の項目1「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第1段階

最初に技能教習項目1「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目1「性格と運転の概説」、学科教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第1段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第2段階の教習を行うこと。

ウ 第2段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目2「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目1「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故

の悲惨さ」の順序は問わないが、第2段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証の確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行う

ものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めるとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指

定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留意すること。

別表

(1) 技能教習 合計 31 時限

第 1 段階 (11 時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面に重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経験課程	3 車の乗り降りや運転姿勢、自動車の機構や運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視点の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の変え方 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通

6 鋭角コース等の通過	・特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。	・鋭角コースの通過	コース	二種
7 方向変換及び縦列駐車	・駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	・駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ・幅寄せの仕方	コース	普通
8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	・道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 ・障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。	・通行位置の選び方 ・進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ・進路変更の仕方とタイミングのとり方 ・障害物とその付近の情報のとり方 ・進路変更の可否の判断 ・側方間隔のとり方と速度の選び方 ・進路のとり方、戻り方 ・障害物への円滑な対応の仕方	コース	普通
9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行 ・交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方	コース	普通
10 踏切の通過	・一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	・一時停止の仕方 ・安全確認と通過の仕方 ・踏切内で故障した場合等の措置	コース	普通
11 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができる、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換	コース	二種
12 教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）		1	コース 二種

第 2 段 階 (20 時 限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れへの入り方 交通の流れに合わせた速度の選び方 速度に合わせた車間距離のとり方 適切な通行位置 	14	道路	普通
	2 進路変更	<ul style="list-style-type: none"> 交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 右左折に伴う進路変更の仕方 		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	<ul style="list-style-type: none"> 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 信号の読みとりと対応の仕方 標識・標示等の読みとりと対応の仕方 		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 		道路	普通
	5 歩行者等の保護	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等の動きの読みとり方 歩行者等の側方通過の仕方 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 身体の不自由な者等への気配り その他歩行者等に対する気配り 		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 坂道での運転 カーブでの運転 対向車との行き違いの仕方 他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 段差のある道路での運転 踏切での運転 追い越し方、追い越され方 渋滞時の運転 		道路	普通
	7 駐・停車	<ul style="list-style-type: none"> 道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場の選び方 駐・停車の仕方 		道路	普通
	8 生活道路の走行	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路における適切な速度の調整ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> センターラインのない生活道路における走行 		道路	普通

		<ul style="list-style-type: none"> 生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。 交通量の多い生活道路における走行 			
	9 自主経路設定	<ul style="list-style-type: none"> 自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。 目的地までの経路の設定 経路に応じた通行位置と進路 法規に従った走行 交通の流れに合わせた走行 他の交通に対する気配り 危険を予測した運転 		道路	普通
	10 転回	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。 転回場所・転回方法の選び方 転回場所の交通状況の捉え方 対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 転回における走行位置と速度の選び方 転回の方法 方向変換 		道路	二種
	11 危険を予測した運転	<ul style="list-style-type: none"> 他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。 危険要因の捉え方 起こりうる危険の予測 危険の少ない運転行動の選び方 	1	道路	普通
	12 先急ぎの危険を理解した運転	<ul style="list-style-type: none"> 教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。 心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 先急ぎの運転の特徴を理解した運転 	1	コース又はシミ	二種
	13 シミュレーターによる危険予測	<ul style="list-style-type: none"> 他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。 危険要因の捉え方 起こりうる危険の予測 危険の少ない運転行動の選び方 降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 夜間の運転 	1	シミ	普通
年齢課程	14 技能録画教習②	<ul style="list-style-type: none"> 教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。 教習生の運転姿勢を映像として記録する。 教習生の運転について映像を記録する。 	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	<ul style="list-style-type: none"> 自己の運転を振り返る。 いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面に重点的に指導を行う。 交通違反や交通事故につながりやすい運転 	1	コース及び道路	適性及び普通

		行動及び心理特性について解説する。			
16	教習効果の確認(みきわめ)	第2段階までの教習効果の確認(第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。)	1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習(観察教習)により行う。

(2) 学科教習 合計5時限

第1段階

課程	項目名	内容	時限数	資格等
年齢課程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査(「科警研編73C」等)の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査(「科警研編73C」等)の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第2段階

課程	項目	内容	時限数	資格等
経験課程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性和交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運動行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年齢課程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査(「科警研編73C」等)の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

- 凡例
- ・「コース」とは、届出教のコースをいう。
 - ・「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
 - ・「適性」とは、運転適性指導員をいう。
 - ・「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
 - ・「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。

審 査 基 準

令和6年8月1日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第33条の5の3第1項第1号ハ
処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第2項、第3項、第4項及び第5項（指定の基準等）
審 査 基 準：大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係（電話 076-441-2211 内 731-251）
備 考：

別紙

凡例

- 1 「法」 …………… 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- 2 「令」 …………… 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）
- 3 「府令」 …………… 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）
- 4 「届出規則」 …… 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 1 号）

1 特定届出教習所の管理運営

(1) 指定の基準

令第 33 条の 5 の 3 第 1 項第 1 号ハ、第 2 項第 1 号ハ又は第 4 項第 1 号ハの規定による指定（以下「指定」という。）は、法第 98 条第 2 項の規定による届出をした自動車教習所が運転免許を受けようとする者に対して行う教習の課程（法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対して行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行う（届出規則第 1 条第 1 項）。

(2) 指定の申請

指定の申請に際しては、教習課程の指定申請書（届出規則別記様式第 1 号）のほか、所定の添付書類を提出する（届出規則第 2 条）。

(3) 指定書の交付

公安委員会は、指定をしたときは指定書（届出規則別記様式第 2 号）を交付する（届出規則第 3 条）。

(4) 人的事項

ア 指導員に対する研修

指定を受けた教習の課程（以下「指定教習課程」という。）に係る教習（以下「特定教習」という。）を行う届出教習所（以下「特定届出教習所」という。）の管理者に対して、届出規則第1条第2項から第10項までに定める大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る届出教習所指導員（以下「特定指導員」という。）の資質の向上を図るため、特定指導員に対する教養を年1回以上実施するよう指導すること。

なお、全国届出自動車教習所協会（以下「全自教」という。）においては、毎年、特定指導員を対象に研修を行うこととしており、特定届出教習所が行う教養に代えて特定指導員に当該研修を受講させることとしても差し支えないものとする（全自教では、当該研修を修了した者に対しては、所定の研修を修了したことを証明する証書等を交付することとしている。）。

イ 指導員の数

当該届出教習所における特定指導員の数については、法令上格別の規定はないが、当該施設において教習を受ける者の数等に応じて適当な数の特定指導員を置くよう指導すること。

ウ 指導員の資格要件の確認等

特定指導員の資格要件の事前確認については、当該特定届出教習所において行い、その結果を公安委員会に報告させること。

ただし、長期間（1年以上）その業務から離れていた者等教習知識、技能の低下のおそれのある者については、管理者に必要な教養を行わせるなどの措置を講じさせること。

なお、届出規則に定める欠格事由に該当しないことの確認は、本人の申告に基づき原則として届出教習所において行わせるものとするが、公安委員会においても確認するとともに、他の府県からの転入者については、相互に連絡照会すること。

エ 準中型免許に係る特定指導員

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する

規則（平成 28 年国家公安委員会規則第 14 号。以下「改正届出規則」という。）
附則第 7 項の規定により届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係る
もの及び届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了し
た者とみなされる者を特定指導員として選任している特定届出教習所を管理
する者が、これらの者に準中型免許に係る教習の課程に従事させようとする
ときは、改正届出規則附則第 11 項で定めるところにより公安委員会が指定する
研修を受けさせなければならないことから、当該研修に係る修了証の交付を受
けている者であることについて、管理者において所要の確認を行わせること。

(5) 物的事項

ア 教習車両

特定教習に用いる自動車については、次の車両を使用させること。

なお、指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置
(応急用ブレーキ等) を備えたものに限ること。

- (ア) 大型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の大型自動車とさせるこ
と（届出規則第 1 条第 2 項第 2 号）。
- (イ) 中型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の中型自動車とさせるこ
と（届出規則第 1 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号）。
- (ウ) 準中型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の準中型自動車とさせ
ること（届出規則第 1 条第 2 項第 2 号、第 3 項第 2 号及び第 4 項第 2 号）。
また、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、当該準中型自動車のサイドミ
ラーに取り付ける特定後写鏡等を使用させること。
- (エ) 普通自動車については、普通車の乗用車とさせること。ただし、A T 限定
普通免許を受けようとする者に対しては、A T 車とさせること。また、特定
後写鏡等条件の教習生に対しては、当該普通車の乗用車の車室内において特
定後写鏡等を使用させること。

イ コース

(ア) 周回コース

周回コースは、「おおむね長円形」であることが必要であるが、これは、

ある程度の高速走行を目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことに留意すること。

また、周回コースについては、総延長の2分の1以上に相当する部分が、簡易舗装程度以上の舗装がなされていなければならないこととする。

さらに、周回コースの幅員については、周回コースにおける教習を効果的に行うために、おおむね5メートル以上有するものとさせること。

(イ) 幹線コース

幹線コースは、おおむね直線で周回コースと連絡し、幅員がおおむね5メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものとさせること。

(ウ) スキッドコース、スキッド教習車コース

届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表に規定する「凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備」は、スキッドコース又はスキッド教習車による教習（以下「スキッド教習」という。）をいい、その基準は次によること。

a スキッドコース

区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路(m)	
		長 さ	幅
普通車専用コース	0.2 μ 以下	40以上	5以上
普通車・準中型車・中型車・大型車 併用コース		50以上	15以上
準中型車専用コース		40以上	15以上
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上

(a) スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする。

(b) コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。

b スキッド教習車コース

スキッド教習車は、凍結路面の走行の教習が可能な装置を取り付けた車

両であり、そのコースは別添第1のとおりとする。

なお、その他の基準については、次のとおりとする。

内 容	基 準
走 行 速 度	40km/h 以上
設 定 μ 値	0.2 μ 以下

また、安全地帯はスキッドコース同様、コースの周囲に適宜設けること。

c 留意事項

スキッド教習は、届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースの設置場所が、周囲の人だかり等の状況を勘案して、教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

ウ 運転シミュレーター

運転シミュレーターによる教習は、届出教習所の建物以外の設備において行うことにより届出教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所の建物以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第5項第3号の表、第6項第3号の表、第7項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ 運転シミュレーターを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。

- ・ 運転シミュレーターの設置場所が騒音等の状況を勘案して教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

エ 学科教習用教室等

特定教習を実施する施設については、自己所有であると借用であることを問わないが、当該教習を実施している間は、当該教習が適正になされるような使用形態となるよう指導すること。当該指導に当たっては、敷地、建物等について所有権等正当に使用できる権原を明らかにした書面を提出させ、確認すること。

(6) 教習の管理等

ア 教習原簿の作成

教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。

なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えることができる。

イ 教習所への入所等の確認事項等

大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る教習を受けようとする者に対しては、あらかじめ当該教習に用いる自動車を運転することができる仮免許又は第一種免許を受けているかどうかを確認させること。

ウ 教習方法の統一

特定届出教習所に複数の特定指導員がおかれている場合、技能教習については、特定指導員ごとに教習の方法が異なることのないように、教習方法の統一を図るよう指導すること。

エ 実質教習時間の確保

(ア) 教習は、所定の時間正確に行わせること（本人の確認及び引継ぎ事項、仮

免許の有効期間等の確認時間は、教習時間に含めないこと。)

(イ) 教習指導員の急病その他の事情により、1 時限の教習時間の途中で教習が打ち切られた場合は、改めて最初から教習を行わせること。

(ウ) 教習時限の開始時に教習生が遅刻をし、実質教習時間が確保できないときは、当該教習生に対する教習は行わせないこと。

オ 道路における教習コースの届出

路上教習のためのコースについては、路上教習を行う区域（面）としてあらかじめ公安委員会の承認を受けさせること。

その際、曜日、時間帯等により、教習車両が通行するについて道路交通の安全と円滑等に支障がある場合については、教習を制限する路線、区域等として承認の対象から除外すること。

カ 必要な教材の使用

学科教習については、教習の効果を高めるため、ビデオ、オーバーヘッドプロジェクター等を使用した視聴覚教習を推進させること。

この場合において、映画、ビデオ等を使用する時間は、それぞれの教習時限の 20 分以下とし、いわゆる映画、ビデオ等の見せっ放しとしないものとさせること。また、教習に使用する映画、ビデオ等については、それが学科教習の教習項目に適合するものであるかどうかの確認をすること。

(7) 報告、資料の提出等

ア 報告

特定届出教習所からは届出規則第 7 条の規定に基づき、「定期報告」として、

- ・ 特定教習に係る入所者数
- ・ 特定教習に係る退所者数
- ・ 特定教習の終了者数
- ・ その他公安委員会が必要と認める事項

を、また、「随時報告」として、

- ・ 特定教習中の交通事故報告
- ・ 教習所職員の交通事故報告

- ・ その他公安委員会が必要と認める特異事項報告を求めるものとする。

イ 資料の提出

特定届出教習所の設置者又は管理者に対し、当該特定届出教習所が届出規則に規定する指定の基準に適合しているか否かについて、届出規則第7条の規定に基づき、1年に1回以上、必要な資料の提出を求めて確認すること。

ウ その他の報告又は資料の提出

ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。

- (ア) 指定教習課程が、届出規則第1条第2項から第10項までの各号に掲げる基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。）に適合しなくなったと認めるとき。
- (イ) 設置者又は管理者が届出規則第4条の規定に違反したとき。
- (ウ) 届出規則第5条の規定に違反して終了証明書を発行し又は第6条の規定に違反したとき。

エ 報告又は資料の提出の方法

ア、イ及びウの報告又は資料の提出については、電磁的方法によることとしても差し支えないものとする。

(8) 指定の取消し等

特定届出教習所が次に該当すると認められるときは、その指定を取り消す。

ア 特定届出教習所について(7)ウに掲げる事由のいずれかに該当する事実が判明したとき。

イ 特定届出教習所の設置者又は管理者が届出規則第7条の規定による報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ウ 指定教習課程に係る免許に係る指定自動車教習所として指定したとき。

なお、指定を取り消したときは、届出規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知する。

(9) その他

ア 他の法令違反に係る指導

他の法令（例えば、コースの造成に係る農地法、教室等の建物等に係る建築基準法）に抵触することのないよう指導すること。

イ 指定申請書の記載事項の変更届出

記載事項変更の届出は、書面をもって行うこととし、その様式については、別記様式第2に準じて定める。

なお、指定教習課程に係る事項の変更届出があったときは、その内容が事実と相違ないかどうか、指定の基準に相当するかどうか等について確認し、その結果、不相当と認められる事項があるときは、必要な補正を求めるなどの処置を講じる。

指定は、教習に係る免許の種類ごとにそれぞれ指定することとされていることから、既に指定を受けている特定届出教習所が他の免許の種類に係る特定教習を行おうとする場合は、たとえ施設が同一の経営主体により運営される場合であっても、新たに行おうとする免許の種類に係る指定を受ける必要がある。

ウ 押出しスタンプの大きさ等の基準等

終了証明書に使用する押出しスタンプは、次による。

(ア) 印影の大きさは、おおむね縦 20 ミリメートル、横 25 ミリメートル程度とすること。

(イ) スタンプの文字は丸ゴシック体によること。

エ 帳簿

届出規則第6条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第3に準じて定める。

なお、届出規則第6条に掲げる事項については、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができることとされている（届出規則第6条の2）。

この場合、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）

において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成 10 年国家公安委員会告示第 10 号））。

2 大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る特定教習の実施要領

(1) 大型免許及び中型免許に係る特定教習の指導要領

大型免許及び中型免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型免許及び中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下、大型免許に係る特定教習を「大型車教習」、中型免許に係る特定教習を「中型車教習」という。）の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

当該教習は、別添第2「大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラム」、別添第4「大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」及び別添第7「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせること。

イ 指導員の要件

大型車教習は、届出規則第1条第2項第1号に定める大型免許に係る特定指導員に、中型車教習にあつては、届出規則第1条第3項第1号に定める中型免許に係る特定指導員（以下「大型車等特定指導員」という。）に行わせること。

ウ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせないこと。ただし、複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に大型車等特定指導員のほか、教習を受ける者2人又は3人が乗車して行うものをいう。以下同じ。）又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、3時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

エ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「貨物自動車の特性を理解した運転」

- a 本教習については、教習所のコースにおいて1時限以上実施させること。
- b 大型車教習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得する教習については、中型車又は準中型車を使用して行うことができる。

- c 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の前部、後部及び車軸の上に当たる部分の3か所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。
- d 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させること。
- e 教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせること。

(イ) 教習項目2「危険を予測した運転」

- a 観察教習（他人の運転を観察させることによる教習。以下同じ。）及びコメンタリードライビング（教習生が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる教習。以下同じ。）により行わせること。

また、観察教習についてのみ、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。また、運転シミュレーターによる教習を行う場合は、特定指導員1人が、同時に3人以内の教習生に対し教習（以下「集団教習」という。）を行うことができるものとする。

- b 本教習を1時限行った後、引き続き教習項目3「危険予測ディスカッション」（1時限）を行う方法により、2時限連続して行わせること。
- c 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせること。
- d 複数の教習生により行う場合については、次の方法によることができるものとする。

 - (a) 観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会

をコメンタリードライビングとして行うことができる。

(b) 観察教習を運転シミュレーターによる教習と複数教習で行う場合については、複数教習においてそれぞれの教習生が運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。

e 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

(ウ) 教習項目3「危険予測ディスカッション」

a 本教習は、教習項目2「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行わせること。

b 大型車等特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導すること。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させること。

c 本教習における大型車等特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目2「危険を予測した運転」における大型車等特定指導員に行わせることとする。

d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせること。

オ 悪条件下教習

(ア) 「夜間の運転」の教習方法

a 原則として、日没後、道路において行うこと。

b ただし、次のいずれかの方法による場合は、aによる教習を行わなくてもよいものとする。

(a) 運転シミュレーターを使用して行う場合

(b) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室に

おける教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き a による教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）。

c a、b により教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすものに限り行わせることができるものとする。

(a) 日没に近接した時間に行うもの

(b) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）

(c) 教習中に日没となった場合は、(b)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

d 留意事項

(a) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

(b) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率 40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

(c) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

e 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

f 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施でき

る人数とさせること。

(イ) 「悪条件下での運転」の教習方法

a 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせる。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせる。

b ただし、aの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

(a) 運転シミュレーターを使用して行うもの

(b) スキッド教習によるもの

(c) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き前記 aの方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

c なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させる。

d 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせる。

e 大型車教習にあつては、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型車教習にあつては中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、使用すること（届出規則第1条第2項第3号の表及び第3項第3号の表）。

カ 「大型免許及び中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

(ア) 教習方法

講義に係る教習を1時限以上実施した後、できるだけ引き続き実技に係る教習を2時限以上実施する。ただし、やむを得ず分割して行う場合は、講義

に係る教習を行った後、近接した機会（教習と教習の間に他の教習は挟まな
いこと。）に残りの教習を2時限連続して行う。

また、講義方式を終了後、実技方式を実施中に急病等により実技方式を履
修できなかった場合は、実技方式（2時限以上）を再履修させること。

(イ) 教習生の人数

実技方式の教習においては、1人の特定指導員に対し教習生の人数はおお
むね10人以下とする。

(ロ) 模擬人体装置を使用する内容及び数

模擬人体装置を使用する内容は、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、
人工呼吸とし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対
して大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも可。）とする。

(ハ) 模擬人体装置の基準

模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置という。以下同じ。）は、
別添第7「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したも
のであって、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸その他の応
急救護処置に関する実技を行うために必要な機能（届出規則第1条第2項第
3号又は第3項第3号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血
その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第2欄の1）を有し、かつ、次
に掲げる基準に適合したものを使用させること。

a 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練する
ことができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

(a) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

- ① 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。
- ② 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

(b) 気道確保

- ① 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であるこ
と。
- ② 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

(c) 人工呼吸

- ① 人体と同じように呼気吹き込みにより胸が膨らむ構造であること。
- ② 呼気が逆流しない構造であること。
- ③ 胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。

b 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

(㉔) 合同教習の方法

本教習は、大型車教習、中型車教習、準中型免許に係る教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した準中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「準中型車教習」という。）、普通免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通車教習」という。）、大型二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「大型二輪車教習」という。）及び普通二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通二輪車教習」という。）を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型車等特定指導員、届出規則第1条第4項第1号に定める準中型免許に係る特定指導員（以下「準中型車特定指導員」という。）、届出規則第1条第5項第1号に定める普通免許に係る特定指導員（以下「普通車特定指導員」という。）、同条第6項第1号に定める大型二輪免許に係る特定指導員（以下「大型二輪車特定指導員」という。）又は同条第7項第1号に定める普通二輪免許に係る特定指導員（以下「普通二輪車特定指導員」という。）であって、かつ、公安委員会が第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせること。

(㉕) 指導員の要件

届出規則第1条第2項第3号及び第3項第3号の規定に係る「公安委員会

が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

- a 第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会が認めるものを受け、その課程を修了した者
- b 公安委員会が応急救護処置の指導に関し a に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

のいずれかに該当する者とする。

(キ) 免除対象者

次のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許に係る応急救護処置教習を行わないことができることとされている(届出規則第1条第2項第3号の表の備考第10号及び第3項第3号の表の備考第10号)。

- a 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者
- b 医師である者
- c 法定の規定による免許(医師免許を除く。)で応急救護処置に関するものを受けている者その他応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者であって、国家公安委員会規則で定める次の者
 - ・ 歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は救急救命士である者
 - ・ 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第44条第1項又は第44条の2第1項の救急隊員である者
 - ・ 日本赤十字社が行う応急救護処置に係る講習の課程のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有するものとして国家公安委員会が指定するものを修了した者
 - ・ 公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し、前記国家公安委員会が指定するものを修了した者と同等以上の能力を有すると認める者

また、応急救護処置教習の免除を受ける者かどうかの確認は、(キ)に掲げる者のいずれかに該当することを確認することができるものにより行わせることとする。

なお、免除対象者の教習原簿には、当該事項を証明できる書類の写しを添

付させるとともに、教習原簿の応急救護処置教習の備考欄に免除と朱書させる。

(ク) 感染予防への配慮

本教習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に配慮させる。

- a 実習前にうがい、手洗いを実施させること。
- b 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、教習生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み器具を使用し実施させること。
- c 教習生が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。
- d 教習時に、顔面や口周辺から出血のある受講生に対しては、呼気吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。
- e 教習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

(2) 準中型免許に係る特定教習の指導要領

準中型車教習の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

当該教習は、別添第3「準中型免許に係る教習カリキュラム」、別添第4「大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」、別添第6「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」及び別添第7「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

なお、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、ワイドミラー及び補助ミラーの取り付け方法及び使用方法についての指導を行わせる。

イ 指導員の要件

本教習は、準中型車特定指導員に行わせる。

ウ 複数教習等

- (ア) 「危険予測教習」及び「高速道路教習」における自動車の運転に関する技能の教習を自動車により行う場合は、複数教習ができることとする。

この場合、運転しない状態にある教習生に対しても、何を学ばせるのかを明確に指示するとともに、運転している教習生と同程度の教習効果が得られるよう、その方法に工夫を凝らさせる。また、それぞれの教習生の運転できる機会ができるだけ均等になるよう配意させる。

運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習によることができるものとする。

- (イ) 特定後写鏡等条件の教習生に対する「危険予測教習」は、別添第6に掲げる事項について教習を行う必要があることから、単独教習を実施させる。

また、運転シミュレーターによる集団教習は実施させない。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる集団教習を実施させても差し支えない。

エ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせない。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、3時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

オ 「危険予測教習」の教習方法

- (ア) 教習項目1「貨物自動車の特性を理解した運転」

- a 本教習については、教習所のコースにおいて1時限以上実施させる。
- b 準中型車を使用して行わせる。
- c 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、車軸の上の1か所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させる。
- d 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目に

については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね 50 パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させる。

e 教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせる。

(イ) 教習項目 2 「危険を予測した運転（貨物自動車）」

a 観察教習及びコメンタリードライビングにより行わせる。

また、観察教習についてのみ、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。また、運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。

b 本教習を 1 時限行った後、引き続き教習項目 4 「危険予測ディスカッション（貨物自動車）」（1 時限）を行う方法により、2 時限連続して行わせる。

c 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目 4 「危険予測ディスカッション（貨物自動車）」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせる。

d 複数の教習生により行う場合については、次の方法によるものとする。

(a) 観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。

(b) 観察教習を運転シミュレーターによる教習と複数教習で行う場合については、複数教習においてそれぞれの教習生が運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。

e 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を

行わせることができるものとする。

(ウ) 教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」

- a 本教習については、道路における教習生の実車教習を1時限以上実施させる。

なお、前記方法により教習するに当たり、道路における準中型車特定指導員の運転による観察教習方式による教習又は運転シミュレーターによる教習を併せて実施することは差し支えないものとする。

- b 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

- c 準中型車特定指導員の運転（停止中を含む。）による観察教習を行う場合は、自らの運転行動に関わる情報（特に危険要因）の取り方や、その情報から起こり得る危険の予測の仕方等を解説し、ときには教習生に質問するなどの方法も効果的であるので、実施方法について工夫させる。

なお、上記方法により教習を行う場合は、運転練習のための「仮免許練習中」の標識を特定教習に用いる普通自動車（以下「特定教習普通自動車」という。）に取り付けることのないよう指導する。

- d 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目5「危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせる。

- e 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、一部の教習を除き、補聴器を使用しても差し支えないものとする。

(エ) 教習項目4「危険予測ディスカッション（貨物自動車）」

- a 本教習は、教習項目2「危険を予測した運転（貨物自動車）」の教習に引き続き、連続して行わせる。

- b 準中型車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習

生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させる。

- c 本教習における準中型車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目2「危険を予測した運転（貨物自動車）」における準中型車特定指導員に行わせることとする。
 - d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。
- (4) 教習項目5「危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」
- a 本教習は、教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」の教習に引き続き、連続して行わせる。
 - b 準中型車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させる。
 - c 本教習における準中型車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」における準中型車特定指導員に行わせることとする。
 - d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。
 - e 特定後写鏡等条件の教習生に対する本教習は、教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」の教習に引き続き、連続して行うこと及び別添第6に掲げる事項について教習を行う必要があることから、準中型車特定指導員1人との個別の対話形式により行わせる。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

カ 悪条件下教習

(ア) 「夜間の運転」の教習方法

- a 原則として、日没後、道路において行う。
- b ただし、次のいずれかの方法による場合は、aによる教習を行わなくてもよいものとする。
 - (a) 運転シミュレーターを使用して行う場合
 - (b) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きaによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）。
- c a、bにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすものに限りに行わせることができるものとする。
 - (a) 日没に近接した時間に行うもの
 - (b) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）
 - (c) 教習中に日没となった場合は、(b)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。
- d 留意事項
 - (a) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
 - (b) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率 40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

(c) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

e 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

f 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(イ) 「悪条件下での運転」の教習方法

a 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせること。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせる。

b ただし、aの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

(a) 運転シミュレーターを使用して行うもの

(b) スキッド教習によるもの

(c) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き前記 aの方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

c なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させること。

d 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせること。

- e 準中型自動車又は普通自動車を使用する（届出規則第1条第4項第3号の表）。

キ 「高速道路教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「高速道路での運転に必要な知識」

本教習は、教習項目2「高速道路での運転」の教習に先立って実施させる。

(イ) 教習項目2「高速道路での運転」

- a あらかじめ特定届出教習所から具体的な教習計画を提出させ、これに基づいて高速道路の管理者との緊密な連絡をとるなどして、事故防止上問題がないかを確認した上で、円滑な教習が実施されるよう指導する。

なお、教習計画の策定に当たっては、事前に教習予定コースを実地踏査させ、教習に適した区間・距離・時間帯及びパーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をさせる。

また、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。

- b 本教習における「高速道路」とは、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路とする。
- c 本教習における実車教習は、高速道路及びこれに接続している一般道路において行わせる。
- d 本教習における実車教習は、普通自動車を用いて行わせる。
- e 教習生1人当たりの高速道路での実車教習の距離は、おおむね15キロメートル以上となるよう指導する。

なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には、教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。

- f 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を行わないよう指導する。

- (a) 通行止めの交通規制が実施されている場合

(b) 交通規制や交通渋滞により安全、円滑な教習が実施できないと認められる場合

(c) 特定教習普通自動車に異常が認められる場合

g 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を中止することを検討させる。

(a) 悪天候等により、当該教習を実施することが危険と認められる場合

(b) 出発時には異常ないが、教習中に悪天候等により安全、円滑な教習が実施できない蓋然性が高いと認められる場合

(c) 教習生が極度に緊張している場合

h 本教習は、次のいずれかに該当する場合は、運転シミュレーターにより行わせることができるものとする。

(a) 当該届出教習所が高速道路から離れた地域に位置する場合

(b) f 又は g により自動車による教習を行わない場合

(c) その他自動車による教習を行うことが困難な場合

i 運転シミュレーターにより教習を行う場合は、教習生1人当たりの走行距離は、おおむね15キロメートル以上とさせる。

なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習させるなど効果的な教習に努めさせる。

ク 「準中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「準中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、2(1)カの場合による。

(3) 普通免許に係る特定教習の指導要領

普通免許に係る特定教習の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

本教習は、別添第5「普通免許に係る教習カリキュラム」、別添第6「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」及び別添第7「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせること。

イ 指導員の要件

本教習は、普通車特定指導員に行わせること。

ウ 複数教習等

- (ア) 「危険予測教習」及び「高速道路教習」における自動車の運転に関する技能の教習を自動車により行う場合は、複数教習ができることとする。

この場合、運転しない状態にある教習生に対しても、何を学ばせるのかを明確に指示するとともに、運転している教習生と同程度の教習効果が得られるよう、その方法に工夫を凝らさせる。また、それぞれの教習生の運転できる機会ができるだけ均等になるよう配慮させる。

運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習によることができるものとする。

- (イ) 特定後写鏡等条件の教習生に対する「危険予測教習」は、別添第6に掲げる事項について教習を行う必要があることから、単独教習を実施させる。また、運転シミュレーターによる集団教習は実施させない。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる集団教習を実施させても差し支えない。

エ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、3時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

オ 「危険予測教習」の教習方法

- (ア) 教習項目1「危険を予測した運転」

- a 本教習については、道路における教習生の実車教習を1時限以上実施させる。

なお、前記方法により教習するに当たり、道路における普通車特定指導員の運転による観察教習方式による教習又は運転シミュレーターによる教習を併せて実施することは差し支えないものとする。

b 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

c 普通車特定指導員の運転（停止中を含む。）による観察教習を行う場合は、自らの運転行動に関わる情報（特に危険要因）の取り方や、その情報から起こり得る危険の予測の仕方等を解説し、ときには教習生に質問するなどの方法も効果的であるので、実施方法について工夫させる。

なお、上記方法により教習を行う場合は、運転練習のための「仮免許練習中」の標識を特定教習に用いる普通自動車に取り付けることのないよう指導する。

d 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目2「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせること。

e 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、一部の教習を除き、補聴器を使用しても差し支えないものとする。

(イ) 教習項目2「危険予測ディスカッション」

a 本教習は、教習項目1「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行わせる。

b 普通車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させる。

c 本教習における普通車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目1「危険を予測した運転」における普通車特定指導員に行わせることとする。

d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数

とさせる。

- e 特定後写鏡等条件の教習生に対する本教習は、教習項目1「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行い、及び別添第6に掲げる事項について教習を行う必要があることから、普通車特定指導員1人との個別の対話形式により行わせる。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

カ 「高速道路教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「高速道路での運転に必要な知識」

本教習は、教習項目2「高速道路での運転」の教習に先立って実施させる。

(イ) 教習項目2「高速道路での運転」

- a あらかじめ特定届出教習所から具体的な教習計画を提出させ、これに基づいて高速道路の管理者との緊密な連絡をとるなどして、事故防止上問題がないかを確認した上で、円滑な教習が実施されるよう指導する。

なお、教習計画の策定に当たっては、事前に教習予定コースを実地踏査させ、教習に適した区間・距離・時間帯及びパーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をさせる。

また、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。

- b 本教習における「高速道路」とは、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路とする。
- c 本教習における実車教習は、高速道路及びこれに接続している一般道路において行わせる。
- d 教習生1人当たりの高速道路での実車教習の距離は、おおむね15キロメートル以上となるよう指導する。

なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には、教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。

e 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を行わないよう指導する。

(a) 通行止めの交通規制が実施されている場合

(b) 交通規制や交通渋滞により安全、円滑な教習が実施できないと認められる場合

(c) 特定教習普通自動車に異常が認められる場合

f 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を中止することを検討させる。

(a) 悪天候等により、当該教習を実施することが危険と認められる場合

(b) 出発時には異常ないが、教習中に悪天等等により安全、円滑な教習が実施できない蓋然性が高いと認められる場合

(c) 教習生が極度に緊張している場合

g 本教習は、次のいずれかに該当する場合は、運転シミュレーターにより行わせることができるものとする。

(a) 当該届出教習所が高速道路から離れた地域に位置する場合

(b) e 又は f により自動車による教習を行わない場合

(c) その他自動車による教習を行うことが困難な場合

h 運転シミュレーターにより教習を行う場合は、教習生1人当たりの走行距離は、おおむね15キロメートル以上とさせる。

なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習させるなど効果的な教習に努めさせる。

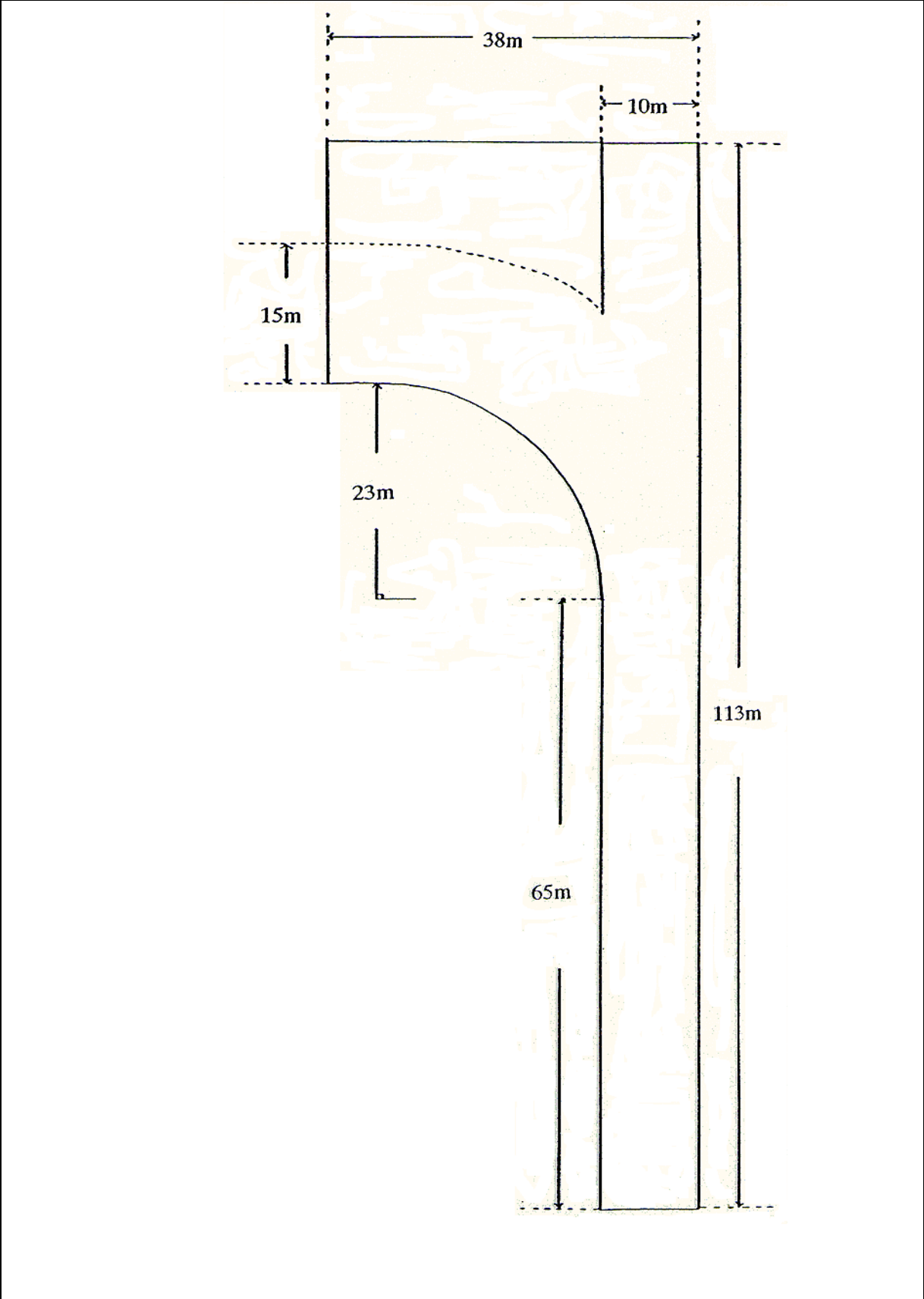
キ 「普通免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「普通免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、2(1)カの例による。

なお、2(1)カに規定する第一種免許に係る応急救護処置教習免除者のうち「現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者」は、「現に大型二輪免許又は普通二輪免許を運転することができる運転免許を受けている者」と読み替えるものとする。

別添第 1

スキッド教習車コース



別添第2

大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測教習	技能教習	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1時限以上
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 大型自動車又は中型自動車に係る他の交通とのかかわりにおける危険性を的確に予測し、危険を回避する能力を養わせる。	1時限以上
	学科教習	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1時限以上
悪条件下教習	技能教習	1 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運動能力を養わせる。	1時限以上
		2 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養う。	
合計 4 時 限 以 上					

別添第3

準中型免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測教習	技能教習	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等 を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1 時 限 以 上
		2 危険を予測した運転（貨物自動車）	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 準中型自動車に係る他の交通とのかかわりにおける危険性を的確に予測し、危険を回避する能力を養わせる。	1 時 限 以 上
		3 危険を予測した運転（普通乗用自動車）	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、路上における実車走行を実施する前に、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できないでする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1 時 限 以 上
	学科教習	4 危険予測ディスカッション（貨物自動車）	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1 時 限 以 上
		5 危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1 時 限 以 上

				<p>○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行い、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 踏切を通過しようとするときにおいて、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法 ・ 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法 ・ その他交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法 ・ 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義、聴覚障害者標識の意義等） 	上
悪条件下教習	技能教習	1 夜間の運転	<p>(1) 夜間における運転視界の確保の仕方</p> <p>(2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方</p> <p>(3) 夜間における運転の仕方</p>	<p>○ 夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運動能力を養わせる。</p>	1 時 限 以 上
		2 悪条件下での運転	<p>(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方</p> <p>(2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界</p>	<p>○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転す</p>	

			不良の場合の運転の 仕方 (3) 豪雨、強風下での運転 の 仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	ることができる限界を見極 め、時には運転を中止する という判断能力を養う。	
高 速 道 路 教 習	学 科 教 習	1 高速道路 での運転に 必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車線での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要 な教材を用いて、高速道路 は、一般道路とは異なる注 意が必要であることを強調 するとともに、走行するに 当たって最小限度とされる 知識を理解させる。	1 時 限 以 上
	技 能 教 習	2 高速道路 での運転	(1) 高速走行前の車両点検の 仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走 行により、安全かつ円滑な 走行要領を身に付けさせる とともに、高速走行の特性 を理解させる。	1 時 限 以 上
合 計 8 時 限 以 上					

※ 現に普通免許を受けている者に対しては、危険予測教習のうち「3 危険を予測した運転（普通乗用自動車）」及び「5 危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」並びに高速道路教習を行わないこととする。

別添第 4

大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領

1 教習項目 1 「貨物自動車の特性を理解した運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物輸送を想定した運転を、実際に道路に行うことができるよう指導する。 ○ 運転操作と貨物運送との関係が適切に指導できるように指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 荷台の前部、後部及び車軸の上の3か所に積荷を置く（準中型車にあっては後輪の軸上の1か所）。 ○ 周回コースなどの場内コースを利用してR（10m、20m、30m等）が異なるカーブを走行し、積荷の動きを観察させる。 ○ 1つのコーナーを走行するごとにタイヤの位置を確認させる。速度は、20km/h、30km/h等で行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「運転操作が貨物に与える影響を理解した運転」で確認した3か所の積荷のうち、積荷の移動量が最も大きかった位置（準中型車にあっては後輪の軸上）に積荷を1つ置き、当該積荷が動かないように運転させる。 ○ アクセル、ブレーキ、クラッチなど運転装置を適切に扱い、道路及び交通の状況に応じた速度で走行するとともに、0.3G以下で滑らかな速度調節ができるように指導する。 ○ 直線部分ではできるだけ指示された速度で走行し、カーブや曲がり角部分では、曲がり具合や路面状況等に応じて、適切な速度で走行できるよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物の確認は、積載の状況に応じた適宜ミラー等により行うよう留意させる。 ・ 運転操作が貨物に与える影響を客観的に評価し、走行中に意識付けが図られるよう荷台にタイヤ等積載して行う。場内コースで十分な速度が見られず、積荷の移動がクリンクや砂袋などを使用し、視覚を通じた確認ができるようにする。 ・ 速度調節を滑らかにする教習を重点的に行う。 ・ 道路及び交通の状況に応じた速度での運転が、安全で円滑な運行に必要なことを再確認させる。
② 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転		<ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物輸送に配慮した運転ができるように発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が0.3G以下で滑らかにできるように指導する。 ○ それぞれの行為の際に、貨物の荷崩れ、転落防止が適切になされるよう指導を行う。 	
③ 荷重が運転操		<ul style="list-style-type: none"> ○ 荷重がかかることにより、ハンドル及び制動 	

<p>作に与えられた影響を理解し運転</p>		<p>効果が違うことを理解させるとともに、発進時における動力の伝達方法の違いを理解させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 積荷（教習に使用する車両の最大積載量の50%程度）を荷台の後軸上に置いた場合について、それぞれの運転操作を体験する。 ○ 周回コースなどの場内コースを利用してR（10m、20m、30m等）が異なるカーブを走行し、ハンドルやブレーキの効き具合を体験する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ コーナーを走行するごとに、ハンドルの操作（切り方・戻し方）を体験させる。 <p>速度は、20km/h、30km/h等で行う。</p>	
------------------------	--	---	--

2 教習項目2「危険を予測した運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 危険要因の捉え方</p>	<p>○ 危険要因の捉え方を修得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を早く捉える（時機）。 ・ 情報を広く捉える（範囲）。 ・ 情報を取捨選択する（選択）。 ・ 情報を深く捉える（深さ）。 	<p>○ 絶えず変化する運転場面から、自分に関する危険要因の認知の仕方を解説指導する。 また、貨物輸送中はハンドル操作やブレーキ操作などの運転操作が制限される（急ハンドル、急ブレーキは、荷崩れに直結する）ことを念頭に置き、余裕を持った早めの運転操作を実現するために、より早く、より多く、より確実な危険要因の入手を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まず、指導員自らコメンタリードライビングにより模範運転を示すことにより、運転中の視点のとり方等を具体的に明示する。 ・ 一般の運転よりは広範囲に視野をとらせる（情報は広範囲にとらせることが重要である。）。 ・ 捉えた情報の中で、危険要因となるもの（顕在・潜在）を判断させ、その重要度によって取捨選択させる。 ・ 危険要因の高い情報については、注視することによってその状況を深く捉えさせる。 	<p>・ 情報を早く入手するには、より遠くに視点を置くことが必要である。しかし、あまり遠くに視点を置く、と情報入手が危険環境の変化に対応できない場合があることに注意すること。また、走行位置、車間距離等によって、危険要因の情報が多くなることにも留意させること。</p> <p>・ 教習生個々において危険の捉え方が異なることを認識し、具体的に危険要因の重要度を示し教習生に理解させる。</p> <p>・ 危険要因を注視し過ぎると、反対に他の危険要因に対して注意が散漫となることを念頭に置き、速やかに判断できるよう留意する。</p>
<p>② 起こりうる危険の予測</p>	<p>○ 危険要因に対する予測の仕方を修得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顕在的危険を予測する。 	<p>○ 起こりうる危険の予測の仕方を解説指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目に見える危険要因については、これによく観察させることにより、その危険要因（人・車等）が次のような行動にどうか予測させる。 ・ 貨物輸送時は、急な運転操作が荷崩れ等 	<p>・ これまでの癖にとらわれた予測を払拭し、どのような予測をするのか個々具体的に指導する。</p> <p>・ 指導員の指導が教習生に対する一方通行にならないよう、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ、予測の仕方が定着するよう心がけさせること。</p> <p>・ 相手が異常な行動をとらないという「なるう運転」は厳に慎み、予測しない行動に「かもしれない運転」に徹することを強調すること。</p>

<p>③ 危険の少ない運転行動の選び方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 潜在的危険を予測する。 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。 危険に備えた速度にする。 適切な走行位置をとる。 安全な空間をとる。 	<p>の原因となることを念頭に置くとともに、動などのような回避行動をとれば安全に輸送できるかを考慮し、早期発見・ゆとりある回避にたった予測を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目に見えない危険要因（見通しの悪い交差点、駐車車両や対向車の死角）から生じる危険に対して適切な予測をさせる。 現に目に見えているが未だ危険要因とはなっていないものについても、そのもの行動いかんによっても危険要因となることを認識させ、その予測をさせる。 <p>○ 危険を予測した情報について、安全な回避行動の選び方を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直面した危険に対しても安全に対応できる速度を選ばせて運転させる。 また、大型自動車は普通自動車に比べてブレーキの利きが遅く、それは荷重がかかった状況下においては特に顕著に現れることからブレーキの構えなど「構え運転」の必要性を認識させる。 危険の少ない走行位置を選ばせる。 危険対象者に対する安全な空間のとり方を解説指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型自動車は、前方の死角は少ないものの、自車の側方並びに後方は、普通自動車に比べて死角が多いことを認識させる（特に右左折時の巻き込みに注意させる。）。 大型自動車は、普通自動車に比べて車幅が広いことを認識させる。 また、サイドミラーはオーバーハングであることが多いため、このミラーの幅も念頭においた走行位置を確保させる。 危険を発見しやすい走行位置を選ばせる。 大型自動車は、普通自動車と比べ、回避行動を大きくとる必要があることから、普通自動車以上に安全な空間を大きくとる必要があることを認識させる。 相手から発見されやすい走行位置を選ばせる。 危険に遭遇しても安全に回避できる走行位置を選ばせる。 前車との距離を変化させ、適切な安全空間を感じとらせる。 後車を観察させ、後車との安全な空間を感じとらせる。 歩行者や駐車車両等の側方通過時における適切な安全空間を保たせる。
-------------------------	--	--	--

④ 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方

- ・ 対向車の状況を素早く読みとらせ適切な安全空間を保たせる。
- ・ 速度や路面の状態に応じて停止距離と危険範囲が広がり変化する事を理解させる。
- ・ 走行位置や車間距離により情報の見え方が変わる事を理解させる。
- ・ 自車の存在を相手に知らせる工夫も必要である。
- ・ 結果を推測して、安全空間を常に確保することを強調する。
- ・ 対象物の状況並びに相互の速度により安全空間が変化することを理解させる。
- ・ アクセル、ブレーキ、クラッチなど運転装置を適切に扱い、道路及び交通の状況に応じた速度で走行するとともに、0.3G以下で滑らかな速度調節ができるよう指導する。
- ・ 直線部分は、できるだけ指示された速度で走行し、カーブや曲がり角部分では、曲がり具合や路面の状況等に応じて、適切な速度で走行できるよう指導する。
- ・ 速度調節を滑らかにする教習を重点的に行う。
- ・ 道路及び交通の状況に応じた速度での運転が、安全で円滑な運行に必要なことを再確認する。

- ・ 後続車両の追突を避けるため早めのブレーキングに留意させる。
- ・ 走行中に運転のスムーズさを客観的に評価し、走行中に意識付けが図られるよう加速計、皿に乗せたボール、ティッシュの使用して行う。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 薄暮時に事故が集中する こと、なせ危険なものは かような状況が一括して かような色付等をも効果 どかなンゲとる。
--	--	--	--

4 教習項目4「悪条件下での運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 積雪、凍結道路の運転の仕方	○ 個々の悪条件に関する知識を幅広く学ぶとともに、その際にも必要事項を学習する。	<p>○ 悪条件下での運転は、荷物の転落や荷崩れの危険性があるため、どの程度危険以上になるかを判断し、運転を中止し、荷物の安全確保を優先することを強調する。</p> <p>○ 積雪・凍結路の運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コース等で急ブレーキや急ハンドルの体験を行い（低速で）、積雪や凍結面の危険性を認識させる。 ・ エアコン、窓の電熱線等により視界確保の措置をさせる（エアコン・デフロスターの使用、曇り止め資材の利用など）。 ・ 安全と思われる速度を選んで走行させる（急激な速度変化を避け、なるべく一定速度で走行させる）。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 部分凍結路などのある場所は、その発見の仕方に留意させ、安全な速度まで減速して進入させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーター教習及びスキッド教習による複数を可とする。 ・ 実車と運転シミュレーターの併用を可とする（ただし、移動時間の短い場合に限る。）。 ・ スキッド教習と運転シミュレーター教習の併用は不可。 ・ 積荷を想定し、制動は0.3G以下とする。 ・ 全面凍結等の道路ばかりでなく、山陰、ビル陰、橋上など部分的な凍結路についても理解させる。 ・ 降雪が激しい時などの場合、信号待ちなど短時間の停車であっても、前照灯を点灯したままにする（前照灯の前面への雪の付着を防止し照度を確保するため）。 ・ フォグランプの役割や性能等についても触れる。
② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方		<p>○ 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させ、（視界の確保と自車の存在を示す）。 ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 必要な場合は、路端に停車して安全の確保 	

<p>③ 豪雨、強風下での運転の仕方</p>		<p>を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豪雨及び道路冠水の場合の運転 <ul style="list-style-type: none"> ・ ワイパーによる視界の確保。 ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる（視界の確保と自車の存在を示す。）。 ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ○ 強風下での運転 <ul style="list-style-type: none"> ・ 強風の場合の走行への影響、特に横風の影響について留意させる（特に影響を受けやすい、橋梁の上、切り通し、トンネルの出口などでの注意が必要なことを強調する。） ・ 速度により走行への影響が異なることを認識させ、安全な速度で走行させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型トラックは特に横風の影響が大きいことに留意させる。
<p>④ 道路冠水の場合の措置</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 冠水部分の通行の可否と安全の確保を行わせる（必要な場合は降車して冠水の程度を確認する。）。 ○ 通過可能な冠水道路であっても、通過後にブレーキの性能に異常が無いか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冠水の場合の走行不能状態についても触れる。（マフラーの水没等）
<p>⑤ スキッド教習</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ スキッド教習 <ul style="list-style-type: none"> ・ この教習は、ブレーキやハンドル操作のテクニックで危険を回避するのではなく、滑りやすい道路等の危険性に対する認識を持つことを重点とすることを強調する。 ○ スキッド路面でのブレーキ <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾燥路面とスキッド路面との制動比較を行うとともに、ハンドル操作で障害物を回避する教習を行い、方向性が失われることを体験する（概ね、40 km/h）。 ・ 走行速度を下げ（概ね 30 km/h）、ハンドル操作による障害物の回避を行う。 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の教習を数回繰り返して行う。 ○ スキッド路面でのハンドル操作 <ul style="list-style-type: none"> ・ スキッド路面で、急制動をしながらハンドル操作で障害物を回避する教習を行い、方向性が失われることを体験する（概ね 40 km/h）。 ・ 速度を下げた（概ね30 km/h）、ハンドル操作による障害物を回避する。 ・ 微調整によるブレーキ（ノンロック）やポンピングブレーキによる制動をしながら、ハンドルでの障害物回避を行う（概ね 40 km/h）。 ○ 減速の必要性（まとめ） <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上により、滑りやすい路面での減速の必要性及び、ブレーキの掛け方をまとめる。（滑りやすい道路では、テクニックによって危険を回避するのではなく、そのような場を避けたり、減速によって危険を回避することの必要性を強調する。又、ABS装備の車両であっても限界があり、万能でないことを理解させる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ABS装着車両とABS未装着車両の違いを理解させる。 ・ スキッド教習は、悪条件下での運転の一部であることから、他の悪条件下の運転についても口頭で説明をする（特定の悪条件のみ実車体験する場合も同様。）。
--	--	---	--

別添第5

普通免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測教習	技能教習	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、路上における実車走行を実施する前に、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できないでする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1 時 限 以 上
	学科教習	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行い、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼する。 ・ 踏切を通過しようとする	1 時 限 以 上

				<p>ときにおいて、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急自動車接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法 ・ その他交通の状況を聴覚により認知できない状態での運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法 ・ 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡の意義、聴覚障害者標識の意義等） 	
高速道路	学科教習	1 高速道路での運転に必要な知識	<p>(1) 高速道路利用上の心得</p> <p>(2) 走行計画の立て方</p> <p>(3) 本線車道への進入</p> <p>(4) 本線車線での走行</p> <p>(5) 本線車道からの離脱</p>	<p>○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路は、一般道路とは異なる注意が必要であることを強調するとともに、走行するに当たって最小限度とされる知識を理解させる。</p>	1 時 限 以 上
教習	技能教習	2 高速道路での運転	<p>(1) 高速走行前の車両点検の仕方</p> <p>(2) 本線車道への進入</p> <p>(3) 本線車道での走行</p> <p>(4) 本線車道からの離脱</p>	<p>○ 高速道路における実車走行により、安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。</p>	1 時 限 以 上
合 計 4 時 限 以 上					

別添第 6

「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」

教習項目「1 危険を予測した運転」(技能)の指導要領

1 教習細目

- ・ 危険要因のとらえ方
- ・ 起こりうる危険の予測
- ・ より危険の少ない運転行動の選び方

2 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 危険要因のとらえ方 ② 起こりうる危険の予測 ③ より危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通の状況を聴覚により認知できない状態である運転に係る危険を予測した運転 ① 緊急自動車接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能を習得する。 ア 緊急自動車の優先を理解させる。	・ 緊急自動車の優先通行及び後方から緊急自動車が行進してきた場合の避譲措置要領について質問し、理解しているかの確認を行う。	・ コースにおいて実施すること。 ・ 補聴器を使用している教習生には、補聴器を使用させて差し支えない。 ・ 教習車両のリアトランクに赤色回転灯等を設置し、走行中に随時点灯できるようにすること(準中型車にあつては、車室内の後方をカーテンで覆った状態で後方の車両の有無を確認することができるようにすること。) ・ 交差点又はその付近では、交差点を避けて道路の左側に寄せて(一方通行の道路で左側に寄るとかえって緊急自動車の妨げになるときは、右側に寄せて)一時停止しなければならないことを理解させる。 ・ 交差点及びその付近以外では、道路の左側に寄せて(一方通行の道路で左側によると緊急自動車の進行の妨げになるときは右側に寄せて)進路を譲らなければならないことを理解させる。

	<p>イ 後方から接近してくる緊急自動車の認知と避譲措置の仕方</p> <ul style="list-style-type: none"> 交差点又はその付近以外の場合 交差点又はその付近の場合 <p>② 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能</p> <p>ア 前進で交差点に進入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 周回コースを走行中、指導員が赤色回転灯等を点灯させる。 赤色回転灯等を確認した後、道路の左側に寄せて進路を譲らせる。 幹線道路の信号機のある交差点の手前及び直近において、指導員が赤色回転灯等を点灯させる。 ランプ点灯を確認した後、道路の左側に寄せて一時停止させる。 赤色回転灯等が点灯している間は、緊急自動車の接近中にとらえさせ、消えたら周囲の安全を確認させて発進させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 説明資料等により、次の事項を説明する。 <ul style="list-style-type: none"> リアトランク赤色回転灯等の確認 赤色回転灯等を緊急自動車の赤色回転灯（緊急走行）とみなし、走行中に点灯したら避譲措置をとる。 カーブでの走行時には赤色回転灯等は点灯しない。 点灯させる場所を配慮すること。 赤色回転灯等の点灯に気がつかなかった場合、どの程度の距離（時間）気がつかずに走行していたのかを具体的に説明し、その場合周囲へ与える影響について考えさせる。 赤色回転灯等を点灯していても、サイレンをならしていなければ避譲措置をとる必要がない場合があるので、周囲の交通状況に注意しなければならないことを説明すること。 補聴器を使用している教習生には、補聴器を使用させても差し支えない。ただし、後退時に外輪差のため縁石等に接触したことを認知することについて教習するときは、教習生に補聴器を使用させないこと。 他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、他の車両を確認しにくくする遮蔽物をコーナー等に設置して
--	--	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交差点の直前まで前進する。 ・ 他車が確認できるまで前進する。 <p>イ 後退で交差点に進入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交差道路の状況を読み取る。 ・ 速度を調節しながら、交差点に徐々に接近する。 ・ 進行可否の判断をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゆっくり前進させ、車体のボンネット部分が主道路に進出した時点で停止させ、主道路を走行する車両が確認できないこと及び自車が主道路にどれくらい進入しているかを降車させて確認させる。 ・ 更に前進させ、主道路延長上の通行車両に想定した目標物（パイロン等）が視認できる地点で停止させ、自車が主道路にどれくらい進入しているかを再度降車させて確認させる。 ・ いきなり後退するのではなく、交差点の大きさや形状、通行車両の多寡等交差点とその付近の状況を把握させる。 ・ 自車から後方の交通状況が確認できないことを考慮し、徐々に後退させる。 ・ 周囲の状況と主道路を走行してくる車両の情報から進行可否を判断させる。 	<p>行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いきなり前進することは、主道路を通行する車両に危険性を与えるとともに、衝突の危険性が高いことを理解させ、自車を徐々に見せながらゆっくり前進することの重要性を強調する。 ・ 主道路を通行する車両が警音器を吹鳴することにより進行車両が前進を中止するものと判断し、減速等することなく走行してくる場合があることを理解させる。 ・ 主道路を通行する車両の立場から見たときに感じる危険性について質問等をし、このような場面で警音器を吹鳴される可能性についても理解させる。 ・ 実際の交通の場において、左折したが、道路前方が工事のため後退して主道路に戻らなければならないような事態があることを説明し、理解させる。 ・ このような危険場面における走行をしないためにどのような工夫（事前の経路設計の大切さ、見通しの悪い交差点の通行をできるだけ避けるなど）が必要かを考えさせ、理解させる。 ・ 速度の調節に注意させる。 ・ 危険性を認識させる。 ・ 後退方向のみの確認にならないよう周囲を広く確認させる。
--	---	---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 後方の安全確認と後退を行う。 ・ 後退時において外輪差のため縁石等に接触したことを認知する。 ・ 車体が半分ほど主道路に進出するまで後退する。 ・ 他車が視認できるまで後退する。 ・ 前進と後退の違いを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その場から主道路に向け、後続車や歩行者の有無を確認させながら、徐々に後退させる。 ・ 後退時に生じる外輪差（オーバーハングを含む）による接触の可能性について説明し、主道路の交通に対しての確認だけでなく周囲をまんべんなく確認させる。 ・ 再度、元の位置に戻り、ゆっくりと後退させ、車体が半分ほど主道路に進出した時点で停止させ、主道路を走行する車両が確認できないこと及び自車が主道路にどのくらい進入しているかを降車させて確認させる。 ・ 更に後退させ、主道路延長上の他の車両を模した自動車その他の物が視認できる地点で停止させ、自車が主道路にどのくらい進入しているかを再度降車させて確認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両右前方に対する安全確認を怠っていた場合には指摘する。 ・ パイロン等を設置し、又は縁石等を利用するなどして、これらに接触してもその接触音を聞き取れないことから気付かないことがあることを理解させるため、外輪差を体験させ、車にかかる抵抗や振動を感じさせる。 ・ パイロン等は接触した場合でも安全なものを用いること。 ・ いきなり後退することは、主道路を通行する車両に危険性を与えるとともに、衝突の危険性が高いことを理解させ、自車を徐々に見せながらゆっくり後退することの重要性を強調する。 ・ 主道路を通行する車両が警音器を吹鳴することにより後退車両が後退を中止するものと判断し、減速等することなく走行してくる場合があることを説明し、理解させる。 ・ 主道路を通行する車両の立場から見た時に感じる危険性について質問等し、このような場面で警音器を吹鳴される可能性についても理解させる。 ・ 前進と後退の違いを理解させ、狭い脇道から後退により主道路へ進行することの危険性を認識させ、このような運転は努めて行わないよう指導する。 ・ 準中型車の特定教習において準中型車を使用して後退時の実技を実施する場合は、普通車における後退時の実技を省略することができるものとする。 ・ 補聴器を使用している教習生には、補聴器を使用させても差し支えない。ただし、警音器の吹鳴について教習をするときは、教習生に補聴器を使用させ
--	---	---

	<p>③ 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能を習得する。</p>		<p>ないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されているカーブにおいて、対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接するように設置して行うこと。 ・ 対向車を模したパイロン等を設置する場合には、他の教習車両の走行状況に配慮し、危険性がない状態のときに行うこと。 ・ 吹鳴することが義務づけられていることを理解させる。 ・ どのような場所が指定されているかも説明する。 ・ 標識が設置されている場所は、徐行しなければならない場所でもあることを説明し、理解させる。 ・ 聴覚障害者の場合、警音器が吹鳴しているか否かの判断が自身でできないことから、確実に吹鳴させられなかったり、手などが触れ鳴り続けていることに気がつかずトラブルになる可能性についても説明する。 ・ 次の各状況における危険性について考えさせる。 <ul style="list-style-type: none"> a 先行車がいた場合 b 急カーブの場合の危険性 c 対向車がいた場合 ・ 確実に吹鳴できたかその都度指導員が判定する。 ・ 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識は、どのような場所に設置されている標識なのか、また、どのような注意が必要なのか考えさせる。
	<p>ア 「警笛鳴らせ」の標識の意味を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「警笛鳴らせ」の標識の意味について質問し、理解しているかの確認を行う。 	
	<p>イ 警音器の操作の仕方をつかむ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停止した状態で警音器のスイッチを押させ、確実に吹鳴させる。 	
	<p>ウ 見通しの悪い道路状況で情報をとる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前方状況の把握をさせる。 <ul style="list-style-type: none"> a 先行車の有無 b コーナーの曲がり具合（形状） c 対向車の有無 	
	<p>エ 標識の読み取りと走行の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「警笛鳴らせ」の規制標識を早めに認知させ 	

別添第7

第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1 時 限 以 上
		2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
		3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
		4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア 胸骨圧迫(心臓マッサージ) イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
応急救護処置教習	実技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 指導員によるデモにより行う。	2 時 限 以 上
		6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察(意識) (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察(呼吸) (4) 体位管理 (5) 胸骨圧迫(心臓マッサージ) (6) 気道確保 (7) 人工呼吸	○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道を確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を1分間に100~120回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先拳上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。	

	<p>(8) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸（循環）</p> <p>(9) 気道異物除去</p> <p>(10) 止血法</p>	<p>○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。</p> <p>○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。</p> <p>○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。</p> <p>○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。</p>
7	まとめ	訓練の継続の実行と大切さ
合計 3 時 限 以 上		

大型免許 中型免許	目 標	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。 ② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
--------------	--------	---

教習事項	区分・方法	教 習 項 目	
危険を予測した 運 転	技 能	1	貨物自動車の特性を理解した運転
	技 能	2	危険を予測した運転
	学 科	3	危険予測ディスカッション
夜間の運転	技 能	4	夜間の運転
悪条件下での運 転	技 能	5	悪条件下での運転
応急救護処置	講 義	1 応急救護処置とは 3 救急体制	2 実施上の留意事項 4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本 7 まとめ	6 応急救護処置の実践

教習事項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜間の運転	1				
悪条件下での運 転					
応急救護処置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は シ、複数教習を行った場合は 複、暗室教習を行った場合は 暗、場内教習を行った場合は 場、として備考欄に記載すること。

準中型免許	目標	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。 ② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ⑤ 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ⑥ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------	----	---

教習事項	区分・方法	教 習 項 目	
危険を予測した運転（貨物自動車）	技能	1 貨物自動車の特性を理解した運転	
	技能	2 危険を予測した運転	
	学科	3 危険予測ディスカッション	
危険を予測した運転（普通乗用自動車）	技能	1 危険を予測した運転	
	学科	2 危険予測ディスカッション	
夜間の運転	技能	4 夜間の運転	
悪条件下での運転	技能	5 悪条件下での運転	
		1 高速道路での運転に必要な知識	
高速道路教習	学科		
	技能	2 高速道路での運転	
応急救護処置	講義	1 応急救護処置とは	2 実施上の留意事項
		3 救急体制	4 応急救護処置の基礎知識
		5 応急救護処置の基本	6 応急救護処置の実践
	実技	7 まとめ	

教習事項	時限	年月日	指導員	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
夜間の運転 悪条件下での運転	1				
高速道路教習	1				
	2				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は シ 、複数教習を行った場合は 複 、暗室教習を行った場合は 暗 、場内教習を行った場合は 場 、として備考欄に記載すること。

大型二輪免許 普通二輪免許	目標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 応急救護処置に関する知識を習得する。
------------------	----	---

教習事項	区分・方法	教習項目
危険予測教習	技能	1 危険を予測した運転 4 ケース・スタディ（交差点） 5 交通の状況及び道路環境に応じた運転
	学科	2 危険予測ディスカッション 3 二人乗り運転に関する知識
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教習事項	時限	年月日	指導員	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は シ、複数教習を行った場合は 複 として備考欄に記載すること。

大型第二種 中型第二種 普通第二種 免許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ③ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ④ 子供、高齢者及び身体障害者の特性を理解し適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------------------------------	--------	--

教習事項	区分・方法	教習項目	
危険を予測した運転	技能	1 危険を予測した運転	
	学科	2 危険予測ディスカッション	
夜間の運転	技能	3 夜間の運転	
悪条件下での運転	技能	4 悪条件下での運転	
身体障害者等への対応	実習	5 身体障害者等への対応	
応急救護処置	講義	1 応急救護処置とは	2 実施上の一般的留意事項
		3 救急体制	4 具体的な実施要領
5 各種傷病者に対する対応		6 まとめ	
	実技	7 傷病者の観察・移動	8 体位管理
		9 心肺蘇生	10 気道異物除去
		11 止血法	12 包帯法
			13 固定法

教習事項	時限	年月日	指導員	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜間の運転	1				
悪条件下での運転	1				
身体障害者等交通弱者への対応	1				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は シ、複数教習を行った場合は 複、暗室教習を行った場合は 暗、場内教習を行った場合は 場、として備考欄に記載すること。

<p>指定教習課程記録簿</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型車教習 ・ 中型車教習 ・ 準中型車教習 ・ 普通車教習 ・ 大型二輪車教習 ・ 普通二輪車教習 ・ 大型旅客車教習 ・ 中型旅客車教習 ・ 普通旅客車教習 			
自	年	月	日	名 称	
至	年	月	日		代表者

番 号	氏 名 生 年 月 日	住 所	性 別	指 導 員 氏 名	教習実施年月日 教習終了年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

審 査 基 準

令和6年8月1日作成

法 令 名：道路交通法施行令

根 拠 条 項：第33条の5の3第2項第1号ハ

処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。）

原権者（委任先）：富山県公安委員会

法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第6項及び第7項（指定の基準等）

審 査 基 準：大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。

標 準 処 理 期 間：30日

申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター

問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係（電話 076-441-2211 内 731-251）

備 考：

別紙

凡例

- 1 「法」 …………… 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- 2 「令」 …………… 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）
- 3 「府令」 …………… 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）
- 4 「届出規則」 …… 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 1 号）

1 特定届出教習所の管理運営

(1) 指定の基準

令第 33 条の 5 の 3 第 1 項第 1 号ハ、第 2 項第 1 号ハ又は第 4 項第 1 号ハの規定による指定（以下「指定」という。）は、法第 98 条第 2 項の規定による届出をした自動車教習所が運転免許を受けようとする者に対して行う教習の課程（法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対して行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行う（届出規則第 1 条第 1 項）。

(2) 指定の申請

指定の申請に際しては、教習課程の指定申請書（届出規則別記様式第 1 号）のほか、所定の添付書類を提出する（届出規則第 2 条）。

(3) 指定書の交付

公安委員会は、指定をしたときは指定書（届出規則別記様式第 2 号）を交付する（届出規則第 3 条）。

(4) 人的事項

ア 指導員に対する研修

指定を受けた教習の課程（以下「指定教習課程」という。）に係る教習（以下「特定教習」という。）を行う届出教習所（以下「特定届出教習所」という。）の管理者に対して、届出規則第1条第2項から第10項までに定める大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る届出教習所指導員（以下「特定指導員」という。）の資質の向上を図るため、特定指導員に対する教養を年1回以上実施するよう指導すること。

なお、全国届出自動車教習所協会（以下「全自教」という。）においては、毎年、特定指導員を対象に研修を行うこととしており、特定届出教習所が行う教養に代えて特定指導員に当該研修を受講させることとしても差し支えないものとする（全自教では、当該研修を修了した者に対しては、所定の研修を修了したことを証明する証書等を交付することとしている。）。

イ 指導員の数

当該届出教習所における特定指導員の数については、法令上格別の規定はないが、当該施設において教習を受ける者の数等に応じて適当な数の特定指導員を置くよう指導すること。

ウ 指導員の資格要件の確認等

特定指導員の資格要件の事前確認については、当該特定届出教習所において行い、その結果を公安委員会に報告させること。

ただし、長期間（1年以上）その業務から離れていた者等教習知識、技能の低下のおそれのある者については、管理者に必要な教養を行わせるなどの措置を講じさせること。

なお、届出規則に定める欠格事由に該当しないことの確認は、本人の申告に基づき原則として届出教習所において行わせるものとするが、公安委員会においても確認するとともに、他の府県からの転入者については、相互に連絡照会すること。

(5) 物的事項

ア 教習車両

特定教習に用いる自動車については、次の車両を使用させること。

- (ア) 大型自動二輪車については、総排気量 0.700 リットル以上の大型自動二輪車とさせること。ただし、AT限定大型二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量 0.600 リットル以上のAT二輪車とさせること。
- (イ) 普通自動二輪車については、総排気量 0.300 リットル以上の普通自動二輪車とさせること。

また、小型限定普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量 0.090 リットル以上 0.125 リットル以下とさせること。

なお、AT限定免許を受けようとする者に対しては、AT二輪車とさせること。

イ コース

- (ア) 周回コース

周回コースは、「おおむね長円形」であることが必要であるが、これは、ある程度の高速走行を目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことに留意すること。

また、周回コースについては、総延長の2分の1以上に相当する部分が、簡易舗装程度以上の舗装がなされていなければならないこととする。

さらに、周回コースの幅員については、周回コースにおける教習を効果的に行うために、おおむね5メートル以上有するものとさせること。

- (イ) 幹線コース

幹線コースは、おおむね直線で周回コースと連絡し、幅員がおおむね5メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものとさせること。

ウ 運転シミュレーター

運転シミュレーターによる教習は、届出教習所の建物以外の設備において行うことにより届出教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出教習所の建物以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第5項第3号の表、第6項第3号の表、第7項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）が、

同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ 運転シミュレーターを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ 運転シミュレーターの設置場所が騒音等の状況を勘案して教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

エ 学科教習用教室等

特定教習を実施する施設については、自己所有であると借用であることを問わないが、当該教習を実施している間は、当該教習が適正になされるような使用形態となるよう指導すること。当該指導に当たっては、敷地、建物等について所有権等正当に使用できる権原を明らかにした書面を提出させ、確認すること。

(6) 教習の管理等

ア 教習原簿の作成

教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。

なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人に知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示させることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えることができる。

イ 教習方法の統一

特定届出教習所に複数の特定指導員がおかれている場合、技能教習については、特定指導員ごとに教習の方法が異なることのないように、教習方法の統一を図るよう指導すること。

ウ 実質教習時間の確保

- (ア) 教習は、所定の時間正確に行わせること（本人の確認及び引継ぎ事項、仮免許の有効期間等の確認時間は、教習時間に含めないこと。）。

- (イ) 教習指導員の急病その他の事情により、1 時限の教習時間の途中で教習が打ち切られた場合は、改めて最初から教習を行わせること。
- (ウ) 教習時限の開始時に教習生が遅刻をし、実質教習時間が確保できないときは、当該教習生に対する教習は行わせないこと。

エ 必要な教材の使用

学科教習については、教習の効果を高めるため、ビデオ、オーバーヘッドプロジェクター等を使用した視聴覚教習を推進させること。

この場合において、映画、ビデオ等を使用する時間は、それぞれの教習時限の 20 分以下とし、いわゆる映画、ビデオ等の見せっ放しとしないものとさせること。また、教習に使用する映画、ビデオ等については、それが学科教習の教習項目に適合するものであるかどうかの確認をすること。

(7) 報告、資料の提出等

ア 報告

特定届出教習所からは届出規則第 7 条の規定に基づき、「定期報告」として、

- ・ 特定教習に係る入所者数
- ・ 特定教習に係る退所者数
- ・ 特定教習の終了者数
- ・ その他公安委員会が必要と認める事項

を、また、「随時報告」として、

- ・ 特定教習中の交通事故報告
- ・ 教習所職員の交通事故報告
- ・ その他公安委員会が必要と認める特異事項報告

を求めるものとする。

イ 資料の提出

特定届出教習所の設置者又は管理者に対し、当該特定届出教習所が届出規則に規定する指定の基準に適合しているか否かについて、届出規則第 7 条の規定に基づき、1 年に 1 回以上、必要な資料の提出を求めて確認すること。

ウ その他の報告又は資料の提出

ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。

(ア) 指定教習課程が、届出規則第1条第2項から第10項までの各号に掲げる基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。）に適合しなくなったと認めるとき。

(イ) 設置者又は管理者が届出規則第4条の規定に違反したとき。

(ウ) 届出規則第5条の規定に違反して終了証明書を発行し又は第6条の規定に違反したとき。

エ 報告又は資料の提出の方法

ア、イ及びウの報告又は資料の提出については、電磁的方法によることとしても差し支えないものとする。

(8) 指定の取消し等

特定届出教習所が次に該当すると認められるときは、その指定を取り消す。

ア 特定届出教習所について(7)ウに掲げる事由のいずれかに該当する事実が判明したとき。

イ 特定届出教習所の設置者又は管理者が届出規則第7条の規定による報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ウ 指定教習課程に係る免許に係る指定自動車教習所として指定したとき。

なお、指定を取り消したときは、届出規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知する。

(9) その他

ア 他の法令違反に係る指導

他の法令（例えば、コースの造成に係る農地法、教室等の建物等に係る建築基準法）に抵触することのないよう指導すること。

イ 指定申請書の記載事項の変更届出

記載事項変更の届出は、書面をもって行うこととし、その様式については、

別記様式第 2 に準じて定める。

なお、指定教習課程に係る事項の変更届出があったときは、その内容が事実と相違ないかどうか、指定の基準に相当するかどうか等について確認し、その結果、不相当と認められる事項があるときは、必要な補正を求めるなどの処置を講じる。

指定は、教習に係る免許の種類ごとにそれぞれ指定することとされていることから、既に指定を受けている特定届出教習所が他の免許の種類に係る特定教習を行おうとする場合は、たとえ施設が同一の経営主体により運営される場合であっても、新たに行おうとする免許の種類に係る指定を受ける必要がある。

ウ 押出しスタンプの大きさ等の基準等

終了証明書に使用する押出しスタンプは、次による。

- (ア) 印影の大きさは、おおむね縦 20 ミリメートル、横 25 ミリメートル程度とすること。
- (イ) スタンプの文字は丸ゴシック体によること。

エ 帳簿

届出規則第 6 条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第 3 に準じて定める。

なお、届出規則第 6 条に掲げる事項については、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができることとされている(届出規則第 6 条の 2)。

この場合、情報システム安全対策指針(平成 9 年国家公安委員会告示第 9 号)において定める管理者が講ずべき対策を実施させる(電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成 10 年国家公安委員会告示第 10 号))。

2 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の実施要領

大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の指導要領は、次のとおりとする。

(1) 教習の内容

本教習は、別添第1「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラム」及び別添第3「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

(2) 指導員の要件

大型二輪車教習は大型二輪車特定指導員に、普通二輪車教習は普通二輪車特定指導員に行わせる。

(3) 「危険予測教習」の教習方法

ア 教習項目1「危険を予測した運転」、4「ケース・スタディ（交差点）」及び5「交通の状況及び道路環境に応じた運転」

当該教習は、大型二輪車、普通二輪車及び運転シミュレーターを用いて行わせる。

イ 運転シミュレーターによる教習方法

運転シミュレーターによる教習は、別添第2「危険予測教習指導要領」の「第1 教習項目1「危険を予測した運転」（技能）の指導要領」中、「1 運転シミュレーターを使用した教習」に基づいて行わせることとする。

ウ 大型二輪車及び普通二輪車による教習方法

届出教習所のコースにおいて技能教習を行う場合にあっては、教習生に乗車用ヘルメットを着装させ、おおむね5分間のウォーミングアップ走行を行って、教習生の技量のおおまかなみきわめを行い、届出教習所のコースにおける教習に必要な技能について指導させる。

エ 集団教習

本教習については、集団教習を行うことができるものとする。ただし、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、教習を受けるに当たり安全を確保するため

特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団教習(実車を用いた技能教習)を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、教習生の安全を確保する。

(4) 「二人乗り教習」の教習方法

教習項目3「二人乗り運転に関する知識」については、二人乗りに関する法規制の内容及び二人乗りの運転特性に係る知識等を理解させるために必要な視聴覚教材を使用して教習を行わせる。

(5) 「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

ア 教習方法

講義に係る教習を1時限以上実施した後、できるだけ引き続き実技に係る教習を2時限以上実施する。ただし、やむを得ず分割して行う場合は、講義に係る教習を行った後、近接した機会(教習と教習の間に他の教習は挟まないこと。)に残りの教習を2時限連続して行う。

また、講義方式を終了後、実技方式を実施中に急病等により実技方式を履修できなかった場合は、実技方式(2時限以上)を再履修させること。

イ 教習生の人数

実技方式の教習においては、1人の特定指導員に対し教習生の人数はおおむね10人以下とする。

ウ 模擬人体装置を使用する内容及び数

模擬人体装置を使用する内容は、胸骨圧迫(心臓マッサージ)、気道確保、人工呼吸とし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対して大人全身2体(大人全身1体及び大人半身1体でも可。)とする。

エ 模擬人体装置の基準

模擬人体装置(人体に類似した形状を有する装置という。以下同じ。)は、別添第3「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫(心臓マッサージ)、気道確保、人工呼吸その他の応急救

護処置に関する実技を行うために必要な機能(届出規則第1条第6項第3号又は第7項第3号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第2欄の1)を有し、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用させること。

(ア) 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫(心臓マッサージ)、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

a 胸骨圧迫(心臓マッサージ)

- (a) 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。
- (b) 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

b 気道確保

- (a) 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- (b) 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

c 人工呼吸

- (a) 人体と同じように呼気吹き込みにより胸が膨らむ構造であること。
- (b) 呼気が逆流しない構造であること。
- (c) 胸の動き(上がったたり下がったり)が視覚的に確認できること。

(イ) 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫(心臓マッサージ)、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

オ 合同教習の方法

本教習は、大型車教習、中型車教習、準中型免許に係る教習(届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した準中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「準中型車教習」という。)、普通免許に係る特定教習(届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通車教習」という。)、大型二輪免許に係る特定教習(届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「大型二輪車教習」という。)及び普通二輪免許に係る特定教習(届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通二輪免許に係る

る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通二輪車教習」という。)を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型車等特定指導員、届出規則第1条第4項第1号に定める準中型免許に係る特定指導員(以下「準中型車特定指導員」という。)、届出規則第1条第5項第1号に定める普通免許に係る特定指導員(以下「普通車特定指導員」という。)、同条第6項第1号に定める大型二輪免許に係る特定指導員(以下「大型二輪車特定指導員」という。)又は同条第7項第1号に定める普通二輪免許に係る特定指導員(以下「普通二輪車特定指導員」という。)であって、かつ、公安委員会が第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせること。

カ 指導員の要件

届出規則第1条第6項第3号及び第7項第3号の規定に係る「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

- (ア) 第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会が認めるものを受け、その課程を修了した者
- (イ) 公安委員会が応急救護処置の指導に関し a に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

のいずれかに該当する者とする。

キ 免除対象者

次のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許に係る応急救護処置教習を行わないことができることとされている(届出規則第1条第6項第3号の表の備考第3号及び第7項第3号の表の備考第3号)。

- (ア) 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者
- (イ) 医師である者
- (ウ) 法定の規定による免許(医師免許を除く。)で応急救護処置に関するものを受けている者その他応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者であって、国家公安委員会規則で定める次の者
 - ・ 歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は救急救命士である者

- ・ 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 44 条第 1 項又は第 44 条の 2 第 1 項の救急隊員である者
 - ・ 日本赤十字社が行う応急救護処置に係る講習の課程のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有するものとして国家公安委員会が指定するものを修了した者
 - ・ 公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し、前記国家公安委員会が指定するものを修了した者と同等以上の能力を有すると認める者
- また、応急救護処置教習の免除を受ける者かどうかの確認は、キに掲げる者のいずれかに該当することを確認することができるものにより行わせることとする。

なお、免除対象者の教習原簿には、当該事項を証明できる書類の写しを添付させるとともに、教習原簿の応急救護処置教習の備考欄に免除と朱書させること。

ク 感染予防への配慮

本教習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に配慮させること。

- (ア) 実習前にうがい、手洗いを実施させること。
- (イ) 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、教習生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み器具を使用し実施させること。
- (ウ) 教習生が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。
- (エ) 教習時に、顔面や口周辺から出血のある受講生に対しては、呼気吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。
- (オ) 教習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

別添第 1

大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測教習	技能教習	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 二輪車用運転シミュレーターを使用し、危険場面を体験させる。 ○ 他の教習生の運転状況を観察させ自分の運転との違いを気付かせる。 ○ 教習生は3人までとし、運転シミュレーターを交替で使用し模擬体験する。	1 時限以上
	学科教習	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターで体験した危険場面等を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 現実の交通場面での危険予測を主眼とすること。	1 時限以上
二人乗り教習	学科教習	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	
危険予測教習	技能教習	4 ケース・スタディ (交差点)	特徴的な事故の危険に対応した走行 ア 直進する場合 (右直、巻き込まれ、出会い頭) イ 右折する場合 ウ 左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止とその対応について理解させる。	1 時限以上
	技能教習	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調節 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 教習細目に示す内容について、実車を用いてその危険性や安全運転の方法を理解させる。 ○ 教習生に自由に走行する時間を与え、自主的な走行の中で安全運転を理解させる。	1 時限以上
合 計 3 時 限 以 上					

別添第 2

危険予測教習指導要領

第 1 教習項目「1 危険を予測した運転」（技能）の指導要領

1 運転シミュレーターを使用した教習

(1) 教習細目

- ・ 危険要因のとらえ方
- ・ 起こりうる危険の予測
- ・ より危険の少ない運転行動の選び方

(2) 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 危険要因の とらえ方 ② 起こり得る 危険の 予測 ③ より 危険の 少ない 運転行 動の選 び方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーターで危険を模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を習得させる。 ・ 危険要因に対する予測の仕方をつかむ。 ・ 他人の運転を見学する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生は 3 人まで、1 人 10 分程度の体験走行を行う。 ・ 運転シミュレーターで模擬体験する。 a あらかじめ設定された危険場面、注意場面を選択し、複数の教習生に交代で体験させる。 b 後部から他人の運転状況を観察させ、自分の予測、判断、対応の仕方との違いを比較させる。 c 指導員の模範運転を行い、自分の運転との違いを気付かせる。その際、どこが違うのか指導員は説明しないで、その後のディスカッションに役立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーターの特性、教習の目的について十分理解させること（模擬体験することが中心であり、テクニックを習得するものではない。）。 ・ 教習人員に応じて、適切な場面設定、時間配分を行う。 ・ 体験中は指導助言は行わず、運転状況を観察し指導要点をチェックしておく。また、次のディスカッション時に活発な意見交換ができるよう教習生に重要だと思った点、改善すべきだと思った点を見つけだし、チェックしておくように指導する。 ・ 運転シミュレーターの機能を有効に活用する。

2 運転シミュレーターを使用しない教習（普通二輪車教習に限る。）

（指導要領）

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 危険要因のとりえ方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路上における指導員の模範運転の観察や、指導員の解説により、危険予測能力及び危険対応能力を習得させる。 ・ 危険要因のとりえ方をつかむ。 ア 情報を早くとらえる。（時期） イ 情報を広くとらえる。（範囲） ウ 情報を取捨選択する。（選択） エ 情報を深くとらえる。（深さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員が普通二輪車を運転し、交通が輻輳する交差点、交通が閑散な道路、裏路地等を走行し、その後方から指導員が運転する四輪車に教習生を同乗させて追尾しながら予想される危険や対応の仕方について指導する。 ・ 予め予測される路上コース上の危険パターンのポイントをつかんでコメントする。 ・ 路端に停止し、他の交通の動きを観察させ、その良し悪しを判断させる。 ・ 状況に応じて予測される危険要因を教習生に答えさせる。 <p>《以上は、教習細目の全てに共通とする。》</p> <ul style="list-style-type: none"> a 視点を遠くとらせ、情報をできるだけ早くとらえさせる。 b 視野を広くとらせ、必要な情報を広範囲にとらえさせる。 c とらえた情報の中から注意を要する情報や危険につながる情報を取捨選択する。 d 危険度合の高い情報に対しては、目の中心で注視させ、その状況を深くとらえさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3名までの複数教習で行うことができる。 ・ 右直事故、直右事故、出合頭事故、横断歩行者妨害、巻き込み（巻き込まれ）事故など事故実態や危険な違反を想定して、予めコースを定めておく。 ・ 走行するコースの略図を用い、教習生に気付いたことや気になった点などを記入させてもよい。 ・ 危険場面に直面したとき、経験や知識により危険感受の度合いや行動を起こす判断基準に個人差があることを理解させる。 ・ 引き続きディスカッションが行われることを念頭においたコメントとする必要がある。 ・ 単に遠くを見ろというだけでなく、具体的な注視距離や視点を指導する。 ・ 中心視でキョロキョロ見るのではなく、周辺視で対象物の動きをとらえることを強調する。 ・ 人間の目は視野と視力が両立しないので、状況により中心視と周辺視のバランスよい活用が必要であることを理解させる。
<p>② 起り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険要因に対する予 		

<p>得る危険の予測</p> <p>③ 危険の少ない運転の選び方</p>	<p>測の仕方をつかむ。</p> <p>ア 顕在危険を予測する。</p> <p>イ 潜在危険を予測する。</p> <p>・ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。</p> <p>ア 危険に備えた速度にする。</p> <p>イ 適切な走行位置をとる。</p> <p>ウ 安全空間をとる。</p>	<p>・ 目に見える危険要因（他車や歩行者等）をよく観察させ、その兆しをとらえ、自転車との関わりがどう出てくるかを予測させる。</p> <p>・ 目に見えない危険要因（見通しの悪い交差点、駐車車両、死角）から生じる危険に対して、適切な予測をさせる。</p> <p>・ 危険が予測される状況に対して、安全な対応行動の選び方を指導する。</p> <p>・ 万一危険が発生した場合でも安全に対応できる速度を選ばせ、「構え運転」をさせる。</p> <p>・ 危険の少ない走行位置を選ばせる。</p> <p>a 危険対象物をとらえやすい走行位置を選ばせる。</p> <p>b 相手から見えやすい走行位置を選ばせる。</p> <p>c もし危険が飛び込んできても回避できる走行位置を選ばせる。</p> <p>・ 危険対象物に対する安全空間のとり方を指導する。</p> <p>a 前車との車間距離をいろいろ変化させ適切な安全空間を感覚で覚えさせる。</p> <p>b 後車を観察させ、後車との安全空間を適切に保つようにさせる。</p> <p>c 歩行者や駐車車両等の側方通過時に、適切な安全空間を保つようにさせる。</p>	<p>・ どのような相手が、どこを見ているか、自転車に気付いているか等を観察させ、相手の行動を予測させ、「だろ運転」ではなく、「かもしれない運転」に徹することを強調する。</p> <p>・ 目に見えない危険要因をとらえる方法として、屋根上情報、床下情報、影による情報等による予測の仕方があることを理解させる。</p> <p>・ 速度に応じて、停止距離と危険範囲の広がりを変化することを理解させる。</p> <p>・ 特に、二輪車は車体が小さいことから四輪車から見落とされやすいので、自転車の存在を相手に知らせる工夫も必要であることを理解させる。</p> <p>・ 速度を上げるか進路を譲るかを判断させる。</p> <p>・ 対象物の状況により、安全空間の保ち方が異なることを理解させる。</p> <p>・ 速度によってお互いの安全空間の広がりが変わることを理解させる。</p> <p>・ 先導する二輪車の運転状況をビデオで撮り、ディスカッションで活用することも効果的である。</p>
--------------------------------------	--	--	---

第2 教習項目「4 ケース・スタディ（交差点）」の指導要領

1 教習細目

特徴的事故の危険に対応した走行

- ・ 直進する場合（右直、巻き込まれ、出合頭）
- ・ 右折する場合
- ・ 左折する場合

2 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
特徴的事故の危険に対応した走行		<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両等の設定は、停止状態、走行状態いずれでもよいが、状況が理解しやすいように実施方法を工夫すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故防止には、特に留意し教習を行うこと。 ・ 四輪車からの見え方や二輪ライダーとしての注意点を確実に理解させる。
ア 直進する場合	<ul style="list-style-type: none"> a 直進二輪車と右折四輪車 b 直進二輪車と左折四輪車 c 見通しの悪い交差点での直進二輪車と直進四輪車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との事故を想定した場面を設定する。 ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との巻き込まれ事故を想定した場面を設定する。 ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との出合頭事故を想定した場面を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四輪車の無理な右折や急な発進など、予期せぬ行動に対応できるよう注意して交差点に進入する必要があることを理解させる。 ・ それぞれの位置からの見え方を確かめ、確認の仕方や範囲を理解させる。 ・ 優先意識にとらわれず、他車の動きを十分確認しながら走行することが重要であることを理解させる。
イ 右折する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右折二輪車と直進四輪車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する右折二輪車と指導員が運転する四輪車との事故を想定した場面を設定する。 	<p>《実施上の共通事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する直進二輪車については、2台以上連続走行としてよい。 ・ 指導員が運転する四輪車に適宜教習生を同乗させ、二輪車の見え方を体験させる。
ウ 左折する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左折二輪車と直進二輪車又は右折四輪車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する左折二輪車の左側を指導員が運転する二輪車が直進して通過する場面を設定する。 ・ 教習生が運転する左折二輪車と指導員が運転する右折対向車との事故を想定した場面を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 形式的な教習とならないよう、実際の交通事故を想定した場面設定とさせること。

第3 教習項目「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」の指導要領

1 教習細目

- ・ 速度調節
- ・ 行き違い及び側方通過
- ・ 追い越し及び追い越され
- ・ 制動の時期及び方法
- ・ 自由走行

2 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 速度調節	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路及び交通の状況に応じた速度の調節の仕方 a 直線路 b 交差点及びその付近 c カーブ d 狭い道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周回コース、幹線コース及び狭路コースの連続走行により実施する。 ・ 直進中でも歩行者の飛び出し等に注意を払う必要があることを指導させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでは次の点に留意させること。 ・ あらかじめカーブの程度を読み取り、それに応じた地点から減速する。 ・ 原則として、カーブの手前で一段減速チェンジをして駆動力に余裕をもたせるようにする。 ・ カーブ通過中は、軽く動力を伝えるようにし、できるだけアクセルグリップを一定に保つ。 ・ できるだけ速度を下げ、不安のない速度にする。
② 行き違い及び側方通過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な行き違い及び側方通過の仕方 a 道幅の広い道路では、通行区分を正しく守る。 b 狭い道路では、道路の形状や対向車の車幅などを考えて、あらかじめ速度を十分に下げ、譲り 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行き違い、側方通過とも安全な間隔を保つようにする。 ・ 安全な間隔が保てないときは、直ちに停止できる速度で進行することが必要であることを理解させる。 ・ カーブでは、対向車が進路上にはみ出してくることがあるので、注意するよう指導する。 ・ 障害物のため、見通しがきかない場合は、減速するほか、飛び出しなどに備えて障害物との間隔を十分にとらせる。 ・ 進路前方に駐車車両などの障害物がある場合は、その手前の安全な場所で待つ

	<p>持て 気は のい の合 ちを もつ て 通行 する。</p>		<p>や し が 違 い が し や な ど し て 、 行 き 違 い が し や す い よ う に さ せ る。 ・ 対向車線上の駐車車両の陰にも十分に目を配り、一方方向に注意が片寄らないことを指導させる。</p>
<p>③ 越及追越れ 追しびいさ</p>	<p>・ 追越し及 び追越さ a 判断 b 追越しの 方法 c 追い越され</p>		<p>・ 追越しは危険な行為であるから、追越し禁止場所で追越しをしないことを強調する。 ・ 対向車の有無を確認させる。 ・ 追越そうとする車の前方の状況を確認し、前車が右へ進路を変えないことを確認させる。 ・ 後続車の動きを見落とさないようにさせる。 ・ 前車に接近しすぎると、前方の見通しを悪くし、追越しを始めるタイミングを逸すことがあることを理解させる。 ・ 少しでも不安を感じたときは、ためらわずに減速し、追越しを中止することを特に強調する。 ・ 追い越されることを感じたときは、急激な進路変更や加速をしないようにさせる。 ・ 大型車に速い速度で追い越された場合、風圧によってふらつくことがあるので、速度を下げ十分注意する必要があることを指導させる。</p>
<p>④ 制の期 動時及び 方法</p>	<p>・ 交通の状 況及び道 環境に心 制動の 時期と方 法 a 空走距離 及び制動 考慮に 余裕を 制する b 周囲の交 通の状況 にかつ円滑 な制動を行 う。</p>	<p>・ 総合的な課題を法規に従って連続的に、自主的に走行する。 ・ 課題は、教習生の希望を踏まえながら3つ程度を通過するように指示する。</p>	<p>・ 二輪車は、ブレーキ操作の適否が直接バランスに影響を及ぼすので、ブレーキは早めにかける習慣づける必要があることを理解させる。 ・ 一般道路では、常に数台先の車の動きも注目し、直前の車がブレーキをかける前に制動を開始できるくらいに安全で円滑なブレーキ操作を心掛けるようにさせる。</p>
<p>⑤ 自走 由行</p>	<p>・ 教習生自 ら走行コ ースを設 定し、</p>		<p>・ 指導員は、走行状況を見ながら、必要に応じて助言</p>

	道路交通の 状況に 自主的 な行動 をとれる。		指導すること。 ・ 右折、左折及び進路変更 が確実に 行われているか を観察させること。
--	-------------------------------------	--	--

別添第3

第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1 時 限 以 上
		2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
		3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
		4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア 胸骨圧迫(心臓マッサージ) イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
応急救護処置教習	実技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 指導員によるデモにより行う。	2 時 限 以 上
		6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察(意識) (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察(呼吸) (4) 体位管理 (5) 胸骨圧迫(心臓マッサージ) (6) 気道確保 (7) 人工呼吸	○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道を確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を1分間に100~120回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先拳上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。	

	<p>(8) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸（循環）</p> <p>(9) 気道異物除去</p> <p>(10) 止血法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。 ○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。 ○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。
7	まとめ	訓練の継続の実行と大切さ
合計 3 時 限 以 上		

別記様式第 1

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">特 定 教 習 原 簿</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">〔 免 許 〕</p>	
---	--

教習所 名				
フリガナ				<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="font-size: 24px;">写 真</p> </div>
氏名				
生年月日	年 月 日生 (歳) 男・女			
住所	〒			
入所記録	入所年月日	年 月 日	退所年月日	年 月 日
	仮免許有効期限	年 月 日	仮免許交付年月日	年 月 日
	特定教習開始年月日	年 月 日	仮免許証番号	
	在所証明書発行年月日	年 月 日	在所証明書番号	
	終了証明書発行年月日	年 月 日	終了証明書番号	
確 認 賞	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()			

教 習 事 項	時限	年 月 日	指 導 員	実 施 事 項	備 考 (申 し 送 り 事 項 等)
危 険 予 測 教 習	1				
	2				
	3				
夜 間 の 運 転	1				
悪 条 件 下 で の 運 転					
応 急 救 護 処 置	1				
	2				
	3				
追 加 教 習 記 載 欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は シ 、複数教習を行った場合は 複
 暗室教
 習を行った場合は 暗 、場内教習を行った場合は 場 、として備考欄に記載すること。

準中型免許	目標	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。 ② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ⑤ 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ⑥ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------	----	---

教習事項	区分・方法	教習項目	目	
危険を予測した 運転（貨物自動車）	技能	1	貨物自動車の特性を理解した運転	
	技能	2	危険を予測した運転	
	学科	3	危険予測ディスカッション	
危険を予測した 運転（普通乗用自動車）	技能	1	危険を予測した運転	
	学科	2	危険予測ディスカッション	
夜間の運転 悪条件下での運転	技能	4	夜間の運転	
	技能	5	悪条件下での運転	
高速道路教習	学科	1	高速道路での運転に必要な知識	
	技能	2	高速道路での運転	
応急救護処置	講義	1	応急救護処置とは	
		2	実施上の留意事項	
	3	救急体制		
	4	応急救護処置の基礎知識		
実技	5	応急救護処置の基本	6	応急救護処置の実践
	7	まとめ		

教習事項	時 限	年月日	指導員	実施 事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
夜間の運転	1				
悪条件下での運転					
高速道路教習	1				
	2				

応急救護処置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は シ 、複数教習を行った場合は 複
 暗室教
 習を行った場合は 暗 、場内教習を行った場合は 場 、として備考欄に記載すること。

高速道路教習	2				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は シ、複数教習を行った場合は 複として備

考欄に記載すること。

大型二輪免許	目	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
普通二輪免許	標	② 応急救護処置に関する知識を習得する。

教習事項	区分・方法	教 習 項 目
危険予測教習	技 能	1 危険を予測した運転 4 ケース・スタディ（交差点） 5 交通の状況及び道路環境に応じた運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション 3 二人乗り運転に関する知識
応急救護処置教習	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践

	技	7 まとめ
--	---	-------

教 習 事 項	時限	年 月 日	指 導 員	実 施 事 項	備 考 (申 送 り 事 項 等)
危 険 予 測 教 習	1				
	2				
	3				
応 急 救 護 処 置 教 習	1				
	2				
	3				
追 加 教 習 記 載 欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は シ、複数教習を行った場合は 複 と
して備考欄に記載すること。

大型第二種 免許 中型第二種 免許 普通第二種 免許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ③ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ④ 子供、高齢者及び身体障害者の特性を理解し適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
---	--------	--

教 習 事 項	区分・方 法	教 習 項 目
危険を予測した 運転	技 能	1 危険を予測した運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション
夜間の運転	技 能	3 夜間の運転
悪条件下での運 転	技 能	4 悪条件下での運転
身体障害者等への対応	実 習	5 身体障害者等への対応
応急救護処置	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の一般的留意 事項
		3 救急体制 4 具体的な実施要領 5 各種傷病者に対する対応 6 まとめ
	実 技	7 傷病者の観察・移動 8 体位管理 9 心肺蘇生 10 気道異物除去 11 止血法 12 包帯法
		固定法 13

教 習 事 項	時 限	年月日	指導員	実 施 事 項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜間の運転	1				
悪条件下での運 転	1				
身体障害者等交通弱者への 対 応	1				
応急救護処置	1				

	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は シ、複数教習を行った場合は 複、暗室教

習を行った場合は 暗、場内教習を行った場合は 場、として備考欄に記載すること。

別記様式第 2

<p>届出自動車教習所の変更事項等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出自動車教習所の名称</p>	
自動車教習所の名称	
所在地	
変更（廃止）年月日	
設置者の住所・氏名 （法人にあってはその名称・所在地・代表者の氏名）	
管理者の氏名	
変更に係る事項及び 廃止又は変更の事由	
備考	

備考 1 備考欄には、参考となる事項を記入すること。

2 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 3

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">指定教習課程記録簿</p>					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型車教習 ・ 中型車教習 ・ 準中型車教習 ・ 普通車教習 ・ 大型二輪車教習 ・ 普通二輪車教習 ・ 大型旅客車教習 ・ 中型旅客車教習 ・ 普通旅客車教習 					
自		年	月	日	名 称
至		年	月	日	代 表 者
番 号	氏 名 生 年 月 日	住	性 別	指 導 員 氏 名	教習実施年月日 教習終了年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

審 査 基 準

令和6年8月1日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第33条の5の3第4項第1号ハ
処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定(大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係るものに限 る。)
原権者(委任先)：富山県公安委員会
法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第8 項、第9項及び第10項(指定の基準等)
審 査 基 準：大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二 種免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係 (電話 076-441-2211 内 731-251)
備 考：

別紙

凡例

- 1 「法」 …………… 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- 2 「令」 …………… 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）
- 3 「府令」 …………… 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）
- 4 「届出規則」 …… 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則
（平成 6 年国家公安委員会規則第 1 号）

1 特定届出教習所の管理運営

(1) 指定の基準

令第 33 条の 5 の 3 第 1 項第 1 号ハ、第 2 項第 1 号ハ又は第 4 項第 1 号ハの規定による指定（以下「指定」という。）は、法第 98 条第 2 項の規定による届出をした自動車教習所が運転免許を受けようとする者に対して行う教習の課程（法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対して行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行う（届出規則第 1 条第 1 項）。

(2) 指定の申請

指定の申請に際しては、教習課程の指定申請書（届出規則別記様式第 1 号）のほか、所定の添付書類を提出する（届出規則第 2 条）。

(3) 指定書の交付

公安委員会は、指定をしたときは指定書（届出規則別記様式第 2 号）を交付する（届出規則第 3 条）。

(4) 人的事項

ア 指導員に対する研修

指定を受けた教習の課程（以下「指定教習課程」という。）に係る教習（以下「特定教習」という。）を行う届出教習所（以下「特定届出教習所」という。）の管理者に対して、届出規則第1条第2項から第10項までに定める大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る届出教習所指導員（以下「特定指導員」という。）の資質の向上を図るため、特定指導員に対する教養を年1回以上実施するよう指導すること。

なお、全国届出自動車教習所協会（以下「全自教」という。）においては、毎年、特定指導員を対象に研修を行うこととしており、特定届出教習所が行う教養に代えて特定指導員に当該研修を受講させることとしても差し支えないものとする（全自教では、当該研修を修了した者に対しては、所定の研修を修了したことを証明する証書等を交付することとしている。）。

イ 指導員の数

当該届出教習所における特定指導員の数については、法令上格別の規定はないが、当該施設において教習を受ける者の数等に応じて適当な数の特定指導員を置くよう指導すること。

ウ 指導員の資格要件の確認等

特定指導員の資格要件の事前確認については、当該特定届出教習所において行い、その結果を公安委員会に報告させること。

ただし、長期間（1年以上）その業務から離れていた者等教習知識、技能の低下のおそれのある者については、管理者に必要な教養を行わせるなどの措置を講じさせること。

なお、届出規則に定める欠格事由に該当しないことの確認は、本人の申告に基づき原則として届出教習所において行わせるものとするが、公安委員会においても確認するとともに、他の府県からの転入者については、相互に連絡照会すること。

(5) 物的事項

ア 教習車両

特定教習に用いる自動車については、次の車両を使用させること。

なお、指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（応急用ブレーキ等）を備えたものに限ること。

- (ア) 普通第二種免許に係る普通自動車については、普通車の乗用車とさせること。ただし、AT限定普通第二種免許を受けようとする者に対しては、AT車とさせること。また、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、当該普通車の乗用車の車室内において特定後写鏡等を使用させること。
- (イ) 大型第二種免許に係る大型自動車については、乗車定員 30 人以上のバス型の大型自動車とさせること（届出規則第 1 条第 8 項第 2 号）。
- (ウ) 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る中型自動車については、乗車定員 11 人以上 29 人以下のバス型の中型自動車とさせること（届出規則第 1 条第 8 項第 2 号及び第 9 項第 2 号）。

イ コース

(ア) 周回コース

周回コースは、「おおむね長円形」であることが必要であるが、これは、ある程度の高速走行を目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことに留意すること。

また、周回コースについては、総延長の 2 分の 1 以上に相当する部分が、簡易舗装程度以上の舗装がなされていなければならないこととする。

さらに、周回コースの幅員については、周回コースにおける教習を効果的に行うために、おおむね 5 メートル以上有するものとさせること。

(イ) 幹線コース

幹線コースは、おおむね直線で周回コースと連絡し、幅員がおおむね 5 メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものとさせること。

(ウ) スキッドコース、スキッド教習車コース

届出規則第 1 条第 2 項第 3 号の表、第 3 項第 3 号の表、第 4 項第 3 号の表、第 8 項第 3 号の表、第 9 項第 3 号の表及び第 10 項第 3 号の表に規定する「凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備」は、スキ

ッドコース又はスキッド教習車による教習（以下「スキッド教習」という。）をいい、その基準は次によること。

a スキッドコース

区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路(m)	
		長 さ	幅
普通車専用コース	0.2 μ 以下	40以上	5以上
普通車・準中型車・中型車・大型車 併用コース		50以上	15以上
準中型車専用コース		40以上	15以上
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上

- (a) スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする。
- (b) コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。

b スキッド教習車コース

スキッド教習車は、凍結路面の走行の教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは別添第1のとおりとする。

なお、その他の基準については、次のとおりとする。

内 容	基 準
走 行 速 度	40km/h以上
設 定 μ 値	0.2 μ 以下

また、安全地帯はスキッドコース同様、コースの周囲に適宜設けること。

c 留意事項

スキッド教習は、届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができるとされている（届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の

表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表)が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースの設置場所が、周囲の人だかり等の状況を勘案して、教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

ウ 運転シミュレーター

運転シミュレーターによる教習は、届出教習所の建物以外の設備において行うことにより届出教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所の建物以外の設備において行うことができることとされている(届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第5項第3号の表、第6項第3号の表、第7項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表)が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ 運転シミュレーターを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ 運転シミュレーターの設置場所が騒音等の状況を勘案して教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

エ 学科教習用教室等

特定教習を実施する施設については、自己所有であると借用であることを問わないが、当該教習を実施している間は、当該教習が適正になされるような使用形態となるよう指導すること。当該指導に当たっては、敷地、建物等について所有権等正当に使用できる権原を明らかにした書面を提出させ、確認すること。

(6) 教習の管理等

ア 教習原簿の作成

教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。

なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えることができる。

イ 教習所への入所等の確認事項等

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受けようとする者に対しては、あらかじめ当該教習に用いる自動車を運転することができる仮免許又は第一種免許を受けているかどうかを確認させること。

ウ 教習方法の統一

特定届出教習所に複数の特定指導員がおかれている場合、技能教習については、特定指導員ごとに教習の方法が異なることのないように、教習方法の統一を図るよう指導すること。

エ 実質教習時間の確保

- (ア) 教習は、所定の時間正確に行わせること（本人の確認及び引継ぎ事項、仮免許の有効期間等の確認時間は、教習時間に含めないこと。）。
- (イ) 教習指導員の急病その他の事情により、1時限の教習時間の途中で教習が打ち切られた場合は、改めて最初から教習を行わせること。
- (ウ) 教習時限の開始時に教習生が遅刻をし、実質教習時間が確保できないときは、当該教習生に対する教習は行わせないこと。

オ 道路における教習コースの届出

路上教習のためのコースについては、路上教習を行う区域（面）としてあらかじめ公安委員会の承認を受けさせること。

その際、曜日、時間帯等により、教習車両が通行するについて道路交通の安全と円滑等に支障がある場合については、教習を制限する路線、区域等として承認の対象から除外すること。

カ 必要な教材の使用

学科教習については、教習の効果を高めるため、ビデオ、オーバーヘッドプロジェクター等を使用した視聴覚教習を推進させること。

この場合において、映画、ビデオ等を使用する時間は、それぞれの教習時限の20分以下とし、いわゆる映画、ビデオ等の見せっ放しとしないものとさせること。また、教習に使用する映画、ビデオ等については、それが学科教習の教習項目に適合するものであるかどうかの確認をすること。

(7) 報告、資料の提出等

ア 報告

特定届出教習所からは届出規則第7条の規定に基づき、「定期報告」として、

- ・ 特定教習に係る入所者数
- ・ 特定教習に係る退所者数
- ・ 特定教習の終了者数
- ・ その他公安委員会が必要と認める事項

を、また、「随時報告」として、

- ・ 特定教習中の交通事故報告
- ・ 教習所職員の交通事故報告
- ・ その他公安委員会が必要と認める特異事項報告

を求めるものとする。

イ 資料の提出

特定届出教習所の設置者又は管理者に対し、当該特定届出教習所が届出規則に規定する指定の基準に適合しているか否かについて、届出規則第7条の規定に基づき、1年に1回以上、必要な資料の提出を求めて確認すること。

ウ その他の報告又は資料の提出

ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。

(ア) 指定教習課程が、届出規則第1条第2項から第10項までの各号に掲げる基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。）に適合しなくなっ

たと認めるとき。

(イ) 設置者又は管理者が届出規則第4条の規定に違反したとき。

(ウ) 届出規則第5条の規定に違反して終了証明書を発行し又は第6条の規定に違反したとき。

エ 報告又は資料の提出の方法

ア、イ及びウの報告又は資料の提出については、電磁的方法によることとしても差し支えないものとする。

(8) 指定の取消し等

特定届出教習所が次に該当すると認められるときは、その指定を取り消す。

ア 特定届出教習所について(7)ウに掲げる事由のいずれかに該当する事実が判明したとき。

イ 特定届出教習所の設置者又は管理者が届出規則第7条の規定による報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ウ 指定教習課程に係る免許に係る指定自動車教習所として指定したとき。

なお、指定を取り消したときは、届出規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知する。

(9) その他

ア 他の法令違反に係る指導

他の法令（例えば、コースの造成に係る農地法、教室等の建物等に係る建築基準法）に抵触することのないよう指導すること。

イ 指定申請書の記載事項の変更届出

記載事項変更の届出は、書面をもって行うこととし、その様式については、別記様式第2に準じて定める。

なお、指定教習課程に係る事項の変更届出があったときは、その内容が事実と相違ないかどうか、指定の基準に適當するかどうか等について確認し、その結果、不適當と認められる事項があるときは、必要な補正を求めるなどの処置を講じる。

指定は、教習に係る免許の種類ごとにそれぞれ指定することとされていることから、既に指定を受けている特定届出教習所が他の免許の種類に係る特定教習を行おうとする場合は、たとえ施設が同一の経営主体により運営される場合であっても、新たに行おうとする免許の種類に係る指定を受ける必要がある。

ウ 押出しスタンプの大きさ等の基準等

終了証明書に使用する押出しスタンプは、次による。

- (ア) 印影の大きさは、おおむね縦 20 ミリメートル、横 25 ミリメートル程度とすること。
- (イ) スタンプの文字は丸ゴシック体によること。

エ 帳簿

届出規則第 6 条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第 3 に準じて定める。

なお、届出規則第 6 条に掲げる事項については、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができることとされている（届出規則第 6 条の 2）。

この場合、情報システム安全対策指針（平成 9 年国家公安委員会告示第 9 号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成 10 年国家公安委員会告示第 10 号））。

2 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る特定教習の実施要領

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下、大型第二種免許に係る特定教習を「大型旅客車教習」、中型第二種免許に係る特定教習を「中型旅客車教習」、普通第二種免許に係る特定教習を「普通旅客車教習」という。）の指導要領は、次のとおりとする。

(1) 教習の内容

本教習は、別添第2「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラム」、別添第3「第二種免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」及び別添第4「第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

(2) 指導員の要件

大型旅客車教習は、届出規則第1条第8項第1号に定める大型第二種免許に係る指導員に、中型旅客車教習は、届出規則第1条第9項第1号に定める中型第二種免許に係る特定指導員に、普通旅客車教習は、届出規則第1条第10項第1号に定める普通第二種免許に係る特定指導員（以下「大型旅客車等特定指導員」という。）に行わせる。

(3) 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習は、3時限を超えないこと。

(4) 「危険予測教習」の教習方法

ア 観察教習及びコメンタリードライビングによる教習を合わせて2時限以上行わせるものとする。ただし、観察教習については、教習生が観察することのみに終始しないよう指導する。

また、観察教習についてのみ、運転シミュレーターによる教習（集団教習可）を行うことができるものとする。

なお、運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

イ アの方法による教習を2時限以上連続で行った後、引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」（1時限以上）を行うことが望ましいものとする。

ただし、3時限以上連続で行うことが困難な場合については、次の方法により行わせるものとする。

(ア) 観察教習を行った後、引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（教習と教習の間に他の教習を挟まないもの）にコメンタリードライビングを行うもの

(イ) 観察教習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」を行うもの

ウ 観察教習並びに上記イの方法により本教習及び教習項目2「危険予測ディスカッション」を3時限以上連続で行う場合におけるコメンタリードライビングについてのみ、複数教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。

(5) 「危険予測ディスカッション」の教習方法

ア 教習項目1「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本項目を行わせることが望ましいものとする。

ただし、3時限以上連続して行うことができない場合にあつては、前記(4)教習項目1「危険を予測した運転」の教習方法におけるイ(ア)、(イ)の方法により、少なくとも技能教習を1時限以上行った後に引き続き連続して行わせる。

イ 大型旅客車等特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるものとする。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあら

かじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行うなど、実施方法について工夫させる。

ウ 本教習における大型旅客車等特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目1「危険を予測した運転」における指導員に引き続き行わせるものとする。

エ 教習生の人数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。

(6) 「夜間教習」の教習方法

ア 原則として、日没後、道路において行う。

イ ただし、次のいずれかの方法による場合は、アによる教習を行わなくてもよいものとする。

(ア) 運転シミュレーターを使用して行う場合

(イ) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きアによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

ウ ア、イにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすもの限りに行わせることができるものとする。

(ア) 日没に近接した時間に行うもの

(イ) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室による教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

(ウ) 教習中に日没となった場合は、(イ)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

エ 留意事項

(ア) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

(イ) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率 40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

(ウ) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯（大型旅客車及び中型旅客車教習のみ）させて行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

オ 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

カ 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(7) 「悪条件下教習」の教習方法

ア 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせる。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせる。

イ ただし、アの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

(ア) 運転シミュレーターを使用して行うもの

(イ) スキッド教習によるもの

(ウ) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き上記アの方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

ウ なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実

際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させる。

エ 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせる。

オ 大型旅客車教習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員 30 人以上）、中型自動車（バス型、乗車定員 11 人以上 29 人以下）又は普通自動車を、中型旅客車教習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員 11 人以上 29 人以下）又は普通自動車を、普通旅客車教習にあつては普通自動車を使用する（届出規則第 1 条第 8 項第 3 号の表、第 9 項第 3 号の表及び第 10 項第 3 号の表）。

(8) 「身体障害者等への対応」の教習方法

ア 大型旅客車教習にあつては、バス型の大型自動車（及び必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型旅客自動車教習にあつては、バス型の中型自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通旅客車教習にあつては、普通自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又はバス型の中型自動車）を用い、届出教習所のコースその他の設備において実習形式により行わせる。

イ 教習の一部として車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、大型旅客車等特定指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となって実習を行わせる。

なお、この場合車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。

ウ 教習の一部（約 20 分以内）については、映画、ビデオ等を使用した教習を行わせることができるものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

エ 1 人の大型旅客車等特定指導員に対し、教習生の人数は 6 人以下とさせること。

オ 本教習については、大型旅客車教習、中型旅客車教習及び普通旅客車教習を合同で行うことができるものとする。

(9) 「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

ア 教習方法

できるだけ講義及び実技方式の教習を6時限以上連続で実施させるよう指導すること。ただし、やむを得ず分割して実施する場合は、講義は連続2時限以上実施するとともに、前半の教習を実施した後、近接した機会（教習と教習の間に他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を連続して2時限以上ずつ実施させる。

イ 教習生の人数

実技方式の教習においては、1人の特定指導員に対し教習生の人数はおおむね10人以下とする。

ウ 模擬人体装置の数

模擬人体装置の数は、教習生4人に対して「大人全身」2体及び「乳児全身」1体（「大人全身」1体、「大人半身」1体及び「乳児全身」1体でも可。）とさせる。

エ 模擬人体装置の基準

模擬人体装置は、別添第4「第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸その他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能（届出規則第1条第8項第3号、第9項第3号又は第10項第3号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第2欄の1）を有し、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用させる。

(ア) 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

a 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

- (a) 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。
- (b) 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

b 気道確保

- (a) 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- (b) 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

c 人工呼吸

- (a) 人体と同じように呼気吹き込みにより胸が膨らむ構造であること。
- (b) 呼気が逆流しない構造であること。
- (c) 胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。

(イ) 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

オ 合同教習の方法

本教習は、大型旅客車教習、中型旅客車教習及び普通旅客車教習を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型旅客車特定指導員、中型旅客車特定指導員又は普通旅客車特定指導員であり、かつ、公安委員会が第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせる。

カ 指導員の要件

届出規則第1条第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号の規定に係る「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

- (ア) 第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会が認めるものを受け、その課程を修了した者
- (イ) 公安委員会が応急救護処置の指導に関し(ア)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

のいずれかに該当する者とする。

キ 免除対象者

第二種免許に係る応急救護処置教習の免除対象者は、次のいずれかに該当する者とする（届出規則第1条第8項第3号の表備考第9号、第9項第3号の表備考第9号及び第10項第3号の表備考第9号）。

(ア) 医師である者

(イ) 法定の規定による免許（医師免許を除く。）で応急救護処置に関するものを受けている者その他応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者であつて、国家公安委員会規則で定める次の者

- ・ 歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は救急救命士である者
- ・ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項又は第44条の2第1項の救急隊員である者
- ・ 日本赤十字社が行う応急救護処置に係る講習の課程のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有するものとして国家公安委員会が指定するものを修了した者
- ・ 公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し、前記国家公安委員会が指定するものを修了した者と同等以上の能力を有すると認める者

また、応急救護処置教習の免除を受ける者かどうかの確認は、キに掲げる者のいずれかに該当することを確認することができるものにより行わせることとする。

なお、免除対象者の教習原簿には、当該事項を証明できる書類の写しを添付させるとともに、教習原簿の応急救護処置教習の備考欄に免除と朱書させる。

ク 感染予防への配慮

本教習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に配慮させる。

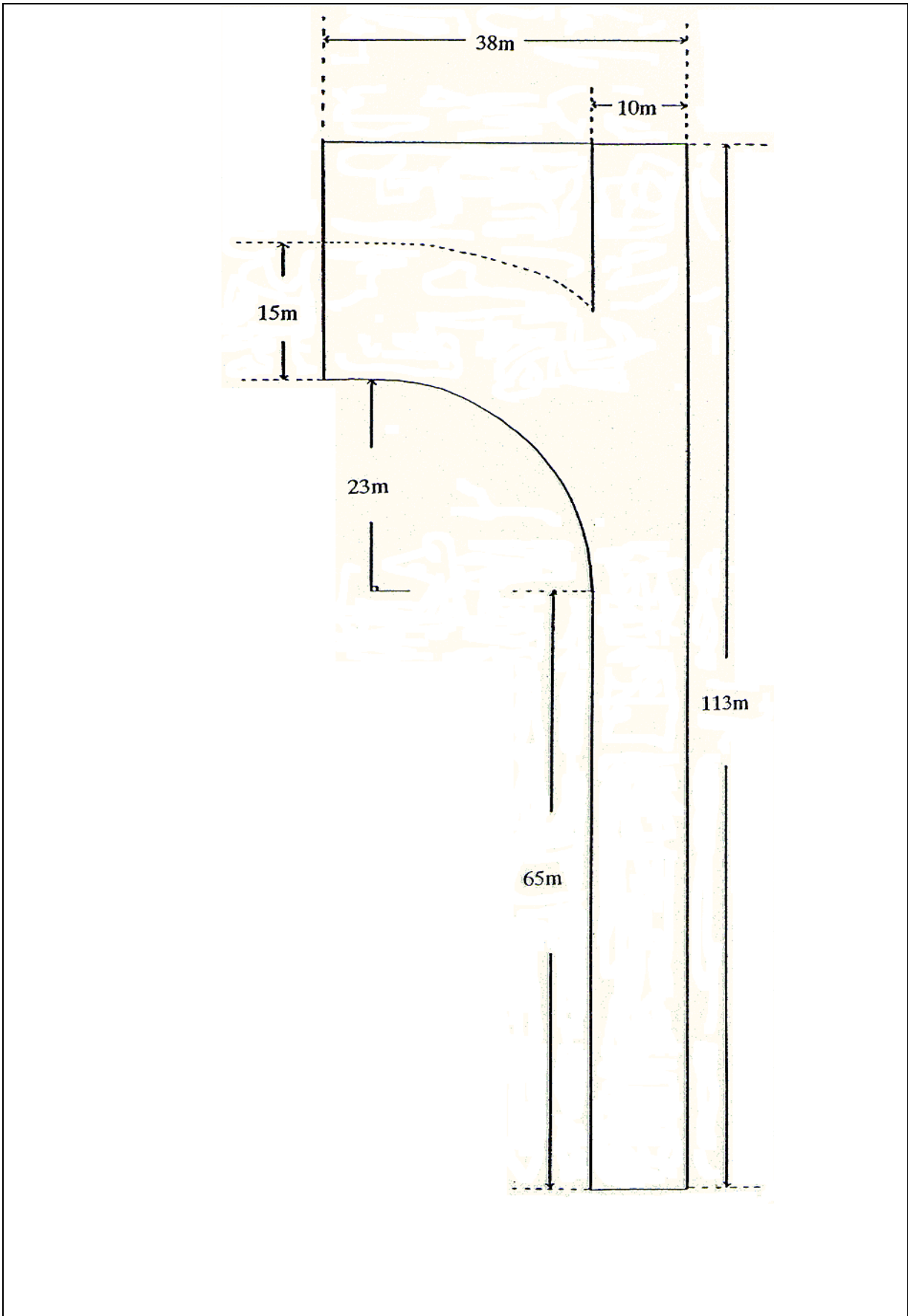
(ア) 実習前にうがい、手洗いを実施させること。

(イ) 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、教習生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み用具を使用し実施させること。

- (ウ) 教習生が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。
- (エ) 教習時に、顔面や口周辺から出血のある受講生に対しては、呼気吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。
- (オ) 教習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

別添第1

スキッド教習車コース



別添第2

大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限
危険予測	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させるとともに、的確な危険予測能力及び危険回避能力を修得させる。	2 時限以上
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえ、旅客を安全に輸送するための助言並びに意見交換を行い、自らの欠点を認識させるとともに危険予測能力の定着を図る。	1 時限以上
夜間教習	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間における旅客輸送を想定し、対向車の前照灯等により発生する眩惑現象等を理解させ、視界確保の方法等の運転能力を修得させる。	1 時限以上
悪条件下教習	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、自然環境の中における様々な悪条件を理解した的確な危険予測及び危険回避による旅客の安全確保能力を修得させる。	1 時限以上
身体障害者等への対応	実習	5 身体障害者等への対応	(1) 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 (2) 身体障害者等の行動特性を理解した運転行動と対応	○ 子供、老人及び身体障害者等の特性を理解させるとともに、的確な危険予測及び危険回避能力を修得させる。 ○ 旅客となりうる身体障害者等の特性を理解させるとともに、身体障害者等に対するより安全で負担の少ない対応能力を修得させる。	1 時限以上
合計 6 時 限 以 上					

別添第 3

第二種免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領

1 教習項目 1 「危険を予測した運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 危険要因の捉え方</p> <p>② 起こりうる危険の予測</p>	<p>○ 危険要因の捉え方をつかむ。</p> <p>①情報を速く捉える。(時機)</p> <p>②情報を広く捉える。(範囲)</p> <p>③情報の取捨選択をする。(選択)</p> <p>④情報を深く捉える。(深さ)</p> <p>○ 危険要因に対する予測の仕方をつかむ。</p> <p>①頭在的危険を予測する。</p> <p>②潜在的危険を予測する。</p>	<p>○ 変化する運転場面から、危険要因の認知の仕方を解説指導する。 また、危険要因の認知が遅れば、急な運転操作につながり車内事故へと発展することを強調する。</p> <p>・ 指導員自らコメントリドライビングにより模範運転を実施し、運転中の視点の取り方を具体的に明示する。</p> <p>・ 一般の運転よりは広範囲に視野をとらせる。(情報は広範囲に取らせることが重要である。)</p> <p>・ 捉えた情報の中で、危険要因となるもの(顕在、潜在、中間的な危険)を判断させ、その重要度によって取捨選択させる。</p> <p>・ 危険要因の高い情報については、注視することによってその状況を深く捉えさせる。</p> <p>・ 捉えた情報から起こりうる危険の予測の仕方を解説指導する。</p> <p>・ 目に見える危険要因について、これをよく観察させることにより、その危険要因(人・車等)次にどのような行動にできるかを予測させる。</p> <p>・ 旅客輸送については、急な運転操作は即旅客の事故につながることを念頭に置くとともに、どのような回避行動をとれば旅客を安全に輸送できるかを考慮し、早期発見・ゆとりある回避にたった予測を行わせる。</p> <p>・ 目に見えない危険要因(見通しの悪い交差点、駐車車両や対向車の死角)から生じる危険に対して適切な予測をさせる。</p>	<p>・ 情報を早く入手するには、より遠くに視点をおく必要がある。しかし、あまりに遠くに視点を置くと情報の入手後の危険環境の変化に対応できない場合があることに注意する。 また、走行位置、車間距離などによって、危険要因の情報がとりにくくなることも留意させる。</p> <p>・ 教習生個々において危険の捉え方が異なることを認識し、具体的に危険要因の重要度を示し教習生に理解させる。</p> <p>・ 危険要因を注視しすぎると、反対に他の危険要因に対して注意が散漫となることを念頭に置き速やかに判断できるように留意する。</p> <p>・ これまでの癖に捉われた予測を払拭し、どの危険に対してもどのような予測をするか個々具体的に指導する。</p> <p>・ 指導員の指導が教習生に対する一方通行にならないよう、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ、予測の仕方が定着するよう心がける。</p> <p>・ 相手が異常な行動はとらないという「だろー運転」は厳に慎み、予測しない行動に出る「かもしれない運転」に徹することを強調する。</p> <p>・ 大型自動車にあっては、旅客の乗降口が車外にはみ出さないことから側方通過</p>

③ 危険の少ない運転行動の選び方

○ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。

① 危険に備えた速度にする。

② 適切な走行位置をとる。

③ 安全な空間をとる。

- 特に旅客輸送において、旅客の乗降という行為により、発進・進路変更・停車を繰り返すこととなる場合、この場面における危険を予測させる。(発進・進路変更・停車時における車両の死角に伴う危険の予測)
- 入手しそれに伴う危険を予測した情報について、安全な回避行動の選び方を指導する。
- 直面した危険に対して速く安全に対応できる速度を選ばせて運転させる。
- また、「ブレーキの構え」など「構え運転」の必要性を認識させる。
- 危険の少ない走行位置を選ばせる。
- * 危険を発見しやすい走行位置を選ばせる。
- * 相手から発見されやすい走行位置を選ばせる。
- * 危険に遭遇しても完全に回避できる走行位置を選ばせる。
- 危険対象物に対する安全空間の取り方を解説指導する。
- * 前車との距離を適正に保ち、適切な安全空間を感じとらせる。
- * 後車を観察させ、後車との安全空間を感じとらせる。
- * 歩行者や駐停車両等の側方通過時における適切な安全空間を保持させる。
- * 対向車の状況を素早く読みとらせ適切な安全空間を保持させる。
- 速度や路面の状況に応じて停止距離と危険範囲が広がり変化することを理解させる。
- 走行位置や車間距離により情報の見え方が変わることを理解させる。
- 自車の存在を相手に知らせる工夫も必要である。
- 結果を推測して、いつも逃げ道を残しておくことを強調する。
- 対象物の状況並びにお互いの速度により安全空間が変化することを理解させる。

車両が気付かない場合がある。乗降には注意すること。大型自動車は、前方の死角が少ないものが多いことを認識させる。

- 大型自動車は、サイドミラーはオバーハングでも念頭に置くこと。旅客輸送は、一般の運転と比べて、発進・進路変更・停車など危険な状況下で運転することが多い反面、旅客を安全に目的地まで輸送している。したがって、一般の車両よりは広範囲に安全な空間を確保し、余裕のある動作を要する。大型車両に追従する場合、前方の信号機等が見えにくくなることを理解させる。車間距離を確保させる。大型自動車は、回避行動を大きくとる必要があり、普通自動車以上に安全な空間を大きくとる必要があることと認識させる。また、立ち客が含められることを念頭に実践できる回避行動を確保することから、目線が高くなり、車間距離を短くすることがあることを理解させる。

		切り替えにより、他の交差の注意を喚起する（通など。）	合、目車後万若し・は側方 かが接近すの車のみがの確認握で車は 離ラ一速の感高いこ把と理き 危や性がこのとを解さ 険性が高ことを理 せ。る。せ。
--	--	----------------------------	--

3 教習項目 4 「悪条件下での運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 積雪、凍結道路の運転の仕方	<p>個々の悪条件に関する知識を幅広く学ぶとともに、その際の対応を学習する。</p> <p>○ 実車での教習</p>	<p>○ 危険な悪条件下の走行は、旅客を危険に晒すこととなるので、どの程度以上になると運行が危険であるかを判断し、状況により、運転を中止し、旅客の安全確保を優先することを強調する。</p> <p>○ 積雪・凍結路の運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コース等で急ブレーキや急ハンドルの体験を行い（低速で）、積雪や凍結面の危険性を認識させる。 ・ エアコン、窓の電熱線等により視界確保の措置をさせる（エアコン・デフロスターの使用、曇り止め資材の利用など。） ・ 安全と思われる速度を選んで走行させる。（急激な速度変化を避け、なるべく一定速度で走行させる。） ・ 早めの制動に心がける。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 部分凍結路などのある場合は、その発見の仕方に留意させ、安全な速度まで減速して進入させる。 ・ 凍結した急な坂道等では、走行が極めて危険であり、状況によっては迂回する必要があることを理解させる。 <p>○ 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる。（視界の確保と自車の存在を示す。） ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保た 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客を想定し、制動は0.2G以下とする。 ・ 全面凍結等の道路ばかりでなく、山陰、ビルの陰、橋上などの部分的凍結路についても理解させる。 ・ 状況により運転を中止することも必要であることを理解させる。
② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の運転の仕方			<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雪が激しいとき等の場合、信号待ちなど短時間の停車であっても、前照灯を点灯したままにすることを説明する。（前照灯への雪の付着を防止し照度を確保するため。） ・ フォグランプの役割や性能等についても触れる。

<p>③ 豪雨、強風下での運転の仕方</p>		<p>せる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な場合は、路端に停車して安全の確保を行わせる。 ○ 豪雨及び道路冠水の場合の運転 <ul style="list-style-type: none"> ・ ワイパーによる視界の確保 ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる。(視界の確保と自車の存在を示す。) ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動に心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ○ 強風下での運転 <ul style="list-style-type: none"> ・ 強風の場合の走行への影響、特に横風の影響について留意させる。(特に影響を受けやすい、橋梁の上、トンネルの出口などでの注意が必要なことを強調する。) ・ 速度により走行への影響が異なることを認識させ、安全な速度で走行させる。 	
<p>④ 道路冠水の場合の措置</p>	<p>○ スキッド教習</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冠水部分の通行の可否と安全の確保を行わせる。(必要な場合は降車して冠水の程度を確認する。) ・ 通過可能な冠水道路であっても、通過後にブレーキの性能に異常がないか確認する。 ○ スキッド教習 <ul style="list-style-type: none"> ・ ブレーキやハンドル操作のテクニックで危険を回避するのではなく、滑りやすい道路等の危険性の認識を持つことに重点があることを強調する。 ○ スキッド路面でのブレーキング <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾燥路面とスキッド路面との制動比較を行い(おおむね 40km/h)、ハンドル操作で障害物を回避する練習を行い、方向性が失われることがあることを体験する。(おおむね 40km/h) ・ 走行速度を下げ(おおむね 30km/h)で、ハンドル操作による障害回避を行う。 ・ 上記の操作を数回繰り返して行う。 ○ スキッド路面でのハ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冠水の場合の走行不能状態についても触れる。(マフラータ水没水位等。)

		<p>ハンドル操作</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スキッド路面で、急制動をしながらハンドル操作で障害物を回避する練習を行い、方向性が失われることを体験する。(おおむね 40km/h) ・ 速度を下げた(おおむね 30km/h)、ハンドル操作により障害物を回避する。 ・ 微調整によるブレーキ(ノンロック)やポンピングブレーキによる制動をしながら、ハンドルでの障害物回避を行う。(おおむね 40km/h) <p>○ 減速の必要性(まとめ)</p> <p>○ 以上により、滑りやすい路面での減速の必要性及び、ブレーキの掛けかたをまとめる。(滑りやすい道路ではテクニックによって危険を回避するのではなく、そのような場所を避けたり、減速によって危険を回避することの必要性を強調する。また、ABS装備の車両であっても限界があり、万能でないことを理解させる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ABS装着車とABS未装着車の違いを理解させる。
--	--	---	--

別添第4

第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限	
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について強調する。	1 時 限 以 上	
		2 実施上の一般的留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。		
		3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。		
		4 具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。		
		5 各種傷病者に対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各種傷病者に対する対応要領について理解させる。		
		6 まとめ	(1) 訓練の継続と実行の大切さ			
	実技	実技	7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	1 時 限 以 上
			8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生を行う場合	○ 回復体位を重点的に指導する。	
			9 心肺蘇生	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (4) 気道確保と人工呼吸	○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。	

10	気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法		
11	止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部、顔面の出血 (5) 効果的な止血法	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
12	包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部位の場合 (3) 上肢・下肢の場合		1 時 限 以 上
13	固定法			
合 計 6 時 限 以 上				

別記様式第 1

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">特 定 教 習 原 簿</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">〔 免 許 〕</p>	
---	--

教習所名																									
フリガナ																									
氏名	写 真																								
生年月日														年 月 日生 (歳) 男・女											
住所														〒											
入所記録	入所年月日	年 月 日			退所年月日	年 月 日																			
	仮免許有効期限	年 月 日			仮免許交付年月日	年 月 日																			
	特定教習開始年月日	年 月 日			仮免許証番号																				
	在所証明書発行年月日	年 月 日			在所証明書番号																				
	終了証明書発行年月日	年 月 日			終了証明書番号																				
入所時	確認資料	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()																							
	交付年月日	年 月 日																							
	有効期限	年 月 日まで有効																							
	免許証番号				大型免許	中型免許	準中型免許	普通免許	大型二輪	普通二輪	小型特殊	原付免許	牽引免許	大型二種	中型二種	普通二種	大型二種	牽引二種							
	免許の条件																								
の 確 認	教習の条件	応急救護処置		有 無										確認者											
		教習免除の有無		確認資料 ()										/											
														検査者											
														/											

大型免許 目	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。 ② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
中型免許 標	

教習事項	区分・方法	教習項目
危険を予測した 運転	技能	1 貨物自動車の特性を理解した運転
	技能	2 危険を予測した運転
	学科	3 危険予測ディスカッション
夜間の運転	技能	4 夜間の運転
悪条件下での 運転	技能	5 悪条件下での運転
応急救護処置	講義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教習事項	時限	年月日	指導員	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜間の運転 悪条件下での 運転	1				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は シ、複数教習を行った場合は 複、暗室教習を行った場合は 暗、場内教習を行った場合は 場、として備考欄に記載すること。

準中型免許	目標	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。 ② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ⑤ 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ⑥ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------	----	---

教習事項	区分・方法	教習項目	目
危険を予測した 運転(貨物自動車)	技能	1 貨物自動車の特性を理解した運転	
	技能	2 危険を予測した運転	
	学科	3 危険予測ディスカッション	
危険を予測した運 転 (普通乗用自動車)	技能	1 危険を予測した運転	
	学科	2 危険予測ディスカッション	
夜間の運転	技能	4 夜間の運転	
悪条件下での運 転	技能	5 悪条件下での運転	
高速道路教習	学科	1 高速道路での運転に必要な知識	
	技能	2 高速道路での運転	
応急救護処置	講義	1 応急救護処置とは	2 実施上の留意事項
		3 救急体制	4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本	6 応急救護処置の実践
		7 まとめ	

教習事項	時限	年月日	指導員	実施事項	備考(申し送り事項等)
危険予測教習	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
夜間の運転					
悪条件下での運転	1				
高速道路教習	1				
	2				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は シ、複数教習を行った場合は 複、暗室教習を行
った場合は 暗、場内教習を行った場合は 場、として備考欄に記載すること。

普通免許	目	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
	標	② 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ③ 応急救護処置に関する知識を習得する。

教習事項	区分・方法	教習項目	目
危険予測教習	技能	1 危険を予測した運転	
	学科	2 危険予測ディスカッション	
高速道路教習	学科	1 高速道路での運転に必要な知識	
	技能	2 高速道路での運転	
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識	
	実技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ	

教習事項	時限	年月日	指導員	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
高速道路教習	1				
	2				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は シ、複数教習を行った場合は 複
として備考欄に記載すること。

大型二輪免許 普通二輪免許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 応急救護処置に関する知識を習得する。
------------------	--------	---

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危険予測教習	技 能	1 危険を予測した運転 4 ケース・スタディ（交差点） 5 交通の状況及び道路環境に応じた運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション 3 二人乗り運転に関する知識
応急救護処置教習	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は シ、複数教習を行った場合は 複 として備考欄に記載すること。

大型第二種 免許 中型第二種 免許 普通第二種 免許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ③ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ④ 子供、高齢者及び身体障害者の特性を理解し適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
---	--------	--

教習事項	区分・方法	教習項目	目
危険を予測した 運 転	技 能	1 危険を予測した運転	
	学 科	2 危険予測ディスカッション	
夜間の運 転	技 能	3 夜間の運転	
悪条件下での運 転	技 能	4 悪条件下での運転	
身体障害者等への対応	実 習	5 身体障害者等への対応	
応急救護処置	講 義	1 応急救護処置とは 3 救急体制 5 各種傷病者に対する対応	2 実施上の一般的留意事項 4 具体的な実施要領 6 まとめ
	実 技	7 傷病者の観察・移動 9 心肺蘇生 11 止血法	8 体位管理 10 気道異物除去 12 包帯法 13 固定法

教習事項	時限	年月日	指導員	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜間の運 転	1				
悪条件下での運 転	1				
身体障害者等交通弱者への対応	1				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は シ、複数教習を行った場合は 複、暗室教習を行
った場合は 暗、場内教習を行った場合は 場、として備考欄に記載すること。

別記様式第2

届出自動車教習所の変更事項等届出書 年 月 日 公安委員会 殿 届出自動車教習所の名称	
自動車教習所の名称	
所在地	
変更（廃止）年月日	
設置者の住所・氏名 （法人にあってはその名称・所在地・代表者の氏名）	
管理者の氏名	
変更に係る事項及び 廃止又は変更の事由	
備考	

備考1 備考欄には、参考となる事項を記入すること。

2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3

指定教習課程記録簿

- ・大型車教習
- ・中型車教習
- ・準中型車教習
- ・普通車教習
- ・大型二輪車教習
 - ・普通二輪車教習
- ・大型旅客車教習
- ・中型旅客車教習
- ・普通旅客車教習

自 年 月 日 名称
 至 年 月 日 代表者

番号	氏名 生年月日	住所	性別	指導員氏名	教習実施年月日 教習終了年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法施行令

根 拠 条 項：第34条第2項

処 分 の 概 要：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で大型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定

原権者（委任先）：富山県公安委員会

法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第4項（指定の基準等）

審 査 基 準：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で大型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。

標 準 処 理 期 間：30日

申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター

問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係（電話 076-441-2211 内 731-251）

備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 4 号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号又は第 34 条第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 7 項、第 8 項若しくは第 10 項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第 98 条第 2 項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第 1 条第 1 項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号並びに第 34 条第 5 項及び第 8 項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第 34 条第 2 項、第 4 項、第 7 項及び第 10 項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第 1 条第 2 項（同条第 3 項、第 6 項及び第 8 項において準用する場

合を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オ

ートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。)又はMT車(AT車以外の自動車をいう。以下同じ。)の別は問わない。)でなければならないものとする。また、別表の(1)技能教習第1段階の項目1「技能録画教習①」及び同第2段階の項目14「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車(個々の障害に応じた持ち込み車両)を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等(規則第1条第2項第3号ハ及び第4項第3号ハ)

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備(年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。)が備えられていなければならないものとする。

(4) 教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第1条第2項第4号及び第4項第4号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基いて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の5に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等(大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。)の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして1種類作成されていれば足りる。

3 指定の申請等

(1) 指定の申請

指定の申請に際しては、規則第2条第1項に規定する指定申請書のほか、同条第2項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ1部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の5、第31条の6、第35条若しくは第36条又は規則第2条第2項若しくは第4条の規定により既に当

該書類を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数(普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。)に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないよう指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

(3) 教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（AT車又はMT車の別は問わない。）を使用すること。

(4) 教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね9か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

(5) 教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編 73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第1段階の項目1「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第1段階

最初に技能教習項目1「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目1「性格と運転の概説」、学科教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第1段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第2段階の教習を行うこと。

ウ 第2段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目2「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目1「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故

の悲惨さ」の順序は問わないが、第2段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証の確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行う

ものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めるとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指

定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留意すること。

別表

(1) 技能教習 合計 31 時限
第 1 段階 (11 時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経験課程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
程	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視線の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の換え方 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通

6 鋭角コース等の通過	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 鋭角コースの通過 	コース	二種
7 方向変換及び縦列駐車	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場所での止め方と発進の仕方 幅寄せの仕方 	コース	普通
8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通行位置の選び方 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 進路変更の仕方とタイミングのとり方 障害物とその付近の情報のとり方 進路変更の可否の判断 側方間隔のとり方と速度の選び方 進路のとり方、戻り方 障害物への円滑な対応の仕方 	コース	普通
9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方 	コース	普通
10 踏切の通過	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止の仕方 安全確認と通過の仕方 踏切内で故障した場合等の措置 	コース	普通
11 転回	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 転回場所、転回方法の選び方 転回場所の交通状況の捉え方 対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 転回における走行位置と速度の選び方 転回の方法 方向変換 	コース	二種

12	教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）	1	コース	二種

第2段階（20時限）

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れへの入り方 交通の流れに合わせた速度の選び方 速度に合わせた車間距離のとり方 適切な通行位置 	14	道路	普通
	2 進路変更	<ul style="list-style-type: none"> 交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 右左折に伴う進路変更の仕方 		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	<ul style="list-style-type: none"> 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 信号の読みとりと対応の仕方 標識・標示等の読みとりと対応の仕方 		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 		道路	普通
	5 歩行者等の保護	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等の動きの読みとり方 歩行者等の側方通過の仕方 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 身体の不自由な者等への気配り その他歩行者等に対する気配り 		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 坂道での運転 カーブでの運転 対向車との行き違いの仕方 他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 段差のある道路での運転 踏切での運転 追い越し方、追い越され方 渋滞時の運転 		道路	普通

7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所・転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		道路	二種
11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通

年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

(2) 学科教習 合計5時限

第1段階

課程	項目名	内容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第2段階

課程	項目	内容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性と交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運動行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

凡例 ・「コース」とは、届出教のコースをいう。

- 「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
- 「適性」とは、運転適性指導員をいう。
- 「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
- 「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第4項
処 分 の 概 要：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第5項（指定の基準等）
審 査 基 準：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係（電話 076-441-2211 内 731-251）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 4 号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号又は第 34 条第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 7 項、第 8 項若しくは第 10 項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第 98 条第 2 項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第 1 条第 1 項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号並びに第 34 条第 5 項及び第 8 項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第 34 条第 2 項、第 4 項、第 7 項及び第 10 項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第 1 条第 2 項（同条第 3 項、第 6 項及び第 8 項において準用する場

合を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オ

ートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。)又はMT車(AT車以外の自動車をいう。以下同じ。)の別は問わない。)でなければならないものとする。また、別表の(1)技能教習第1段階の項目1「技能録画教習①」及び同第2段階の項目14「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車(個々の障害に応じた持ち込み車両)を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等(規則第1条第2項第3号ハ及び第4項第3号ハ)

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備(年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。)が備えられていなければならないものとする。

(4) 教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第1条第2項第4号及び第4項第4号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基いて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の5に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等(大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。)の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして1種類作成されていれば足りる。

3 指定の申請等

(1) 指定の申請

指定の申請に際しては、規則第2条第1項に規定する指定申請書のほか、同条第2項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ1部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の5、第31条の6、第35条若しくは第36条又は規則第2条第2項若しくは第4条の規定により既に当

該書類を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数(普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。)に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないよう指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

(3) 教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（AT車又はMT車の別は問わない。）を使用すること。

(4) 教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね9か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

(5) 教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編 73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第1段階の項目1「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第1段階

最初に技能教習項目1「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目1「性格と運転の概説」、学科教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第1段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第2段階の教習を行うこと。

ウ 第2段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目2「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目1「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故

の悲惨さ」の順序は問わないが、第2段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証の確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行う

ものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めるとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指

定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留意すること。

別表

(1) 技能教習 合計 31 時限
第 1 段階 (11 時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経 験 課 程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視線の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の変え方 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通

6 鋭角コース等の通過	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 鋭角コースの通過 	コース	二種
7 方向変換及び縦列駐車	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場に合わせた駐・停車ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場での止め方と発進の仕方 幅寄せの仕方 	コース	普通
8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通行位置の選び方 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 進路変更の仕方とタイミングのとり方 障害物とその付近の情報のとり方 進路変更の可否の判断 側方間隔のとり方と速度の選び方 進路のとり方、戻り方 障害物への円滑な対応の仕方 	コース	普通
9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方 	コース	普通
10 踏切の通過	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止の仕方 安全確認と通過の仕方 踏切内で故障した場合等の措置 	コース	普通
11 転回	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 転回場所、転回方法の選び方 転回場所の交通状況の捉え方 対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 転回における走行位置と速度の選び方 転回の方法 方向変換 	コース	二種

12	教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）	1	コース	二種

第2段階（20時限）

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れへの入り方 交通の流れに合わせた速度の選び方 速度に合わせた車間距離のとり方 適切な通行位置 	14	道路	普通
	2 進路変更	<ul style="list-style-type: none"> 交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 右左折に伴う進路変更の仕方 		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	<ul style="list-style-type: none"> 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 信号の読みとりと対応の仕方 標識・標示等の読みとりと対応の仕方 		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 		道路	普通
	5 歩行者等の保護	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等の動きの読みとり方 歩行者等の側方通過の仕方 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 身体の不自由な者等への気配り その他歩行者等に対する気配り 		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 坂道での運転 カーブでの運転 対向車との行き違いの仕方 他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 段差のある道路での運転 踏切での運転 追い越し方、追い越され方 渋滞時の運転 		道路	普通

7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所・転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		道路	二種
11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通

年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

(2) 学科教習 合計5時限

第1段階

課程	項目名	内容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第2段階

課程	項目	内容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性と交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運動行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

凡例 ・「コース」とは、届出教のコースをいう。

- 「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
- 「適性」とは、運転適性指導員をいう。
- 「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
- 「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第5項
処 分 の 概 要：19歳から牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第6項（指定の基準等）
審 査 基 準：19歳から牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係（電話 076-441-2211 内 731-251）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 4 号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号又は第 34 条第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 7 項、第 8 項若しくは第 10 項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第 98 条第 2 項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第 1 条第 1 項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号並びに第 34 条第 5 項及び第 8 項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第 34 条第 2 項、第 4 項、第 7 項及び第 10 項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第 1 条第 2 項（同条第 3 項、第 6 項及び第 8 項において準用する場

合を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オ

ートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。)又はMT車(AT車以外の自動車をいう。以下同じ。)の別は問わない。)でなければならないものとする。また、別表の(1)技能教習第1段階の項目1「技能録画教習①」及び同第2段階の項目14「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車(個々の障害に応じた持ち込み車両)を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等(規則第1条第2項第3号ハ及び第4項第3号ハ)

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備(年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。)が備えられていなければならないものとする。

(4) 教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第1条第2項第4号及び第4項第4号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基いて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の5に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等(大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。)の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして1種類作成されていれば足りる。

3 指定の申請等

(1) 指定の申請

指定の申請に際しては、規則第2条第1項に規定する指定申請書のほか、同条第2項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ1部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の5、第31条の6、第35条若しくは第36条又は規則第2条第2項若しくは第4条の規定により既に当

該書類を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数(普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。)に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないよう指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

(3) 教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（AT車又はMT車の別は問わない。）を使用すること。

(4) 教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね9か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

(5) 教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編 73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第1段階の項目1「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第1段階

最初に技能教習項目1「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目1「性格と運転の概説」、学科教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第1段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第2段階の教習を行うこと。

ウ 第2段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目2「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目1「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故

の悲惨さ」の順序は問わないが、第2段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証の確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行う

ものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めるとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指

定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留意すること。

別表

(1) 技能教習 合計 31 時限
第 1 段階 (11 時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経験課程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視線の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の変え方 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通

6 鋭角コース等の通過	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 鋭角コースの通過 	コース	二種
7 方向変換及び縦列駐車	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場所での止め方と発進の仕方 幅寄せの仕方 	コース	普通
8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通行位置の選び方 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 進路変更の仕方とタイミングのとり方 障害物とその付近の情報のとり方 進路変更の可否の判断 側方間隔のとり方と速度の選び方 進路のとり方、戻り方 障害物への円滑な対応の仕方 	コース	普通
9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方 	コース	普通
10 踏切の通過	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止の仕方 安全確認と通過の仕方 踏切内で故障した場合等の措置 	コース	普通
11 転回	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 転回場所、転回方法の選び方 転回場所の交通状況の捉え方 対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 転回における走行位置と速度の選び方 転回の方法 方向変換 	コース	二種

12	教習効果の確認 (みきわめ)	第1段階の教習効果の確認 (第1段階の項目1及び2を除く。)	1	コース	二種

第2段階 (20 時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れへの入り方 交通の流れに合わせた速度の選び方 速度に合わせた車間距離のとり方 適切な通行位置 	14	道路	普通
	2 進路変更	<ul style="list-style-type: none"> 交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 右左折に伴う進路変更の仕方 		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	<ul style="list-style-type: none"> 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 信号の読みとりと対応の仕方 標識・標示等の読みとりと対応の仕方 		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 		道路	普通
	5 歩行者等の保護	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等の動きの読みとり方 歩行者等の側方通過の仕方 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 身体の不自由な者等への気配り その他歩行者等に対する気配り 		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 坂道での運転 カーブでの運転 対向車との行き違いの仕方 他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 段差のある道路での運転 踏切での運転 追い越し方、追い越され方 渋滞時の運転 		道路	普通

7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所・転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		道路	二種
11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通

年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路 適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路 適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路 二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

(2) 学科教習 合計5時限

第1段階

課程	項目名	内容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第2段階

課程	項目	内容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性と交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運動行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

凡例 ・「コース」とは、届出教のコースをいう。

- 「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
- 「適性」とは、運転適性指導員をいう。
- 「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
- 「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第7項
処 分 の 概 要：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第7項（指定の基準等）
審 査 基 準：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係（電話 076-441-2211 内 731-251）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 4 号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号又は第 34 条第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 7 項、第 8 項若しくは第 10 項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第 98 条第 2 項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第 1 条第 1 項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号並びに第 34 条第 5 項及び第 8 項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第 34 条第 2 項、第 4 項、第 7 項及び第 10 項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第 1 条第 2 項（同条第 3 項、第 6 項及び第 8 項において準用する場

合を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オ

ートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。)又はMT車(AT車以外の自動車をいう。以下同じ。)の別は問わない。)でなければならないものとする。また、別表の(1)技能教習第1段階の項目1「技能録画教習①」及び同第2段階の項目14「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車(個々の障害に応じた持ち込み車両)を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等(規則第1条第2項第3号ハ及び第4項第3号ハ)

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備(年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。)が備えられていなければならないものとする。

(4) 教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第1条第2項第4号及び第4項第4号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基いて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の5に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等(大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。)の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして1種類作成されていれば足りる。

3 指定の申請等

(1) 指定の申請

指定の申請に際しては、規則第2条第1項に規定する指定申請書のほか、同条第2項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ1部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の5、第31条の6、第35条若しくは第36条又は規則第2条第2項若しくは第4条の規定により既に当

該書類を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数(普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。)に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないよう指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

(3) 教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（AT車又はMT車の別は問わない。）を使用すること。

(4) 教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね9か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

(5) 教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編 73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第1段階の項目1「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第1段階

最初に技能教習項目1「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目1「性格と運転の概説」、学科教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第1段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第2段階の教習を行うこと。

ウ 第2段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目2「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目1「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故

の悲惨さ」の順序は問わないが、第2段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証の確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行う

ものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めるとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指

定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留意すること。

別表

(1) 技能教習 合計 31 時限
第 1 段階 (11 時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経 験 課 程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視点の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の換え方 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通

6 鋭角コース等の通過	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 鋭角コースの通過 	コース	二種
7 方向変換及び縦列駐車	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場所での止め方と発進の仕方 幅寄せの仕方 	コース	普通
8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通行位置の選び方 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 進路変更の仕方とタイミングのとり方 障害物とその付近の情報のとり方 進路変更の可否の判断 側方間隔のとり方と速度の選び方 進路のとり方、戻り方 障害物への円滑な対応の仕方 	コース	普通
9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方 	コース	普通
10 踏切の通過	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止の仕方 安全確認と通過の仕方 踏切内で故障した場合等の措置 	コース	普通
11 転回	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 転回場所、転回方法の選び方 転回場所の交通状況の捉え方 対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 転回における走行位置と速度の選び方 転回の方法 方向変換 	コース	二種

12	教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）	1	コース	二種

第2段階（20時限）

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れへの入り方 交通の流れに合わせた速度の選び方 速度に合わせた車間距離のとり方 適切な通行位置 	14	道路	普通
	2 進路変更	<ul style="list-style-type: none"> 交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 右左折に伴う進路変更の仕方 		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	<ul style="list-style-type: none"> 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 信号の読みとりと対応の仕方 標識・標示等の読みとりと対応の仕方 		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 		道路	普通
	5 歩行者等の保護	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等の動きの読みとり方 歩行者等の側方通過の仕方 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 身体の不自由な者等への気配り その他歩行者等に対する気配り 		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 坂道での運転 カーブでの運転 対向車との行き違いの仕方 他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 段差のある道路での運転 踏切での運転 追い越し方、追い越され方 渋滞時の運転 		道路	普通

7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所・転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		道路	二種
11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通

年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

(2) 学科教習 合計5時限

第1段階

課程	項目名	内容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第2段階

課程	項目	内容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性と交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運動行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

凡例 ・「コース」とは、届出教のコースをいう。

- 「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
- 「適性」とは、運転適性指導員をいう。
- 「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
- 「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第8項
処 分 の 概 要：19歳から牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第8項（指定の基準等）
審 査 基 準：19歳から牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係（電話 076-441-2211 内 731-251）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 4 号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号又は第 34 条第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 7 項、第 8 項若しくは第 10 項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第 98 条第 2 項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第 1 条第 1 項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号並びに第 34 条第 5 項及び第 8 項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第 34 条第 2 項、第 4 項、第 7 項及び第 10 項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第 1 条第 2 項（同条第 3 項、第 6 項及び第 8 項において準用する場

合を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オ

ートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。)又はMT車(AT車以外の自動車をいう。以下同じ。)の別は問わない。)でなければならないものとする。また、別表の(1)技能教習第1段階の項目1「技能録画教習①」及び同第2段階の項目14「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車(個々の障害に応じた持ち込み車両)を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等(規則第1条第2項第3号ハ及び第4項第3号ハ)

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備(年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。)が備えられていなければならないものとする。

(4) 教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第1条第2項第4号及び第4項第4号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基いて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の5に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等(大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。)の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして1種類作成されていれば足りる。

3 指定の申請等

(1) 指定の申請

指定の申請に際しては、規則第2条第1項に規定する指定申請書のほか、同条第2項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ1部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の5、第31条の6、第35条若しくは第36条又は規則第2条第2項若しくは第4条の規定により既に当

該書類を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数(普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。)に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないよう指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

(3) 教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（AT車又はMT車の別は問わない。）を使用すること。

(4) 教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね9か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

(5) 教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編 73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第1段階の項目1「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第1段階

最初に技能教習項目1「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目1「性格と運転の概説」、学科教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第1段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第2段階の教習を行うこと。

ウ 第2段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目2「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目1「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故

の悲惨さ」の順序は問わないが、第2段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証の確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行う

ものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めるとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指

定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留意すること。

別表

(1) 技能教習 合計 31 時限
第 1 段階 (11 時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経 験 課 程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視線の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の換え方 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通

6 鋭角コース等の通過	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 鋭角コースの通過 	コース	二種
7 方向変換及び縦列駐車	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場所での止め方と発進の仕方 幅寄せの仕方 	コース	普通
8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通行位置の選び方 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 進路変更の仕方とタイミングのとり方 障害物とその付近の情報のとり方 進路変更の可否の判断 側方間隔のとり方と速度の選び方 進路のとり方、戻り方 障害物への円滑な対応の仕方 	コース	普通
9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方 	コース	普通
10 踏切の通過	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止の仕方 安全確認と通過の仕方 踏切内で故障した場合等の措置 	コース	普通
11 転回	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 転回場所、転回方法の選び方 転回場所の交通状況の捉え方 対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 転回における走行位置と速度の選び方 転回の方法 方向変換 	コース	二種

12	教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）	1	コース	二種

第2段階（20時限）

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れへの入り方 交通の流れに合わせた速度の選び方 速度に合わせた車間距離のとり方 適切な通行位置 	14	道路	普通
	2 進路変更	<ul style="list-style-type: none"> 交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 右左折に伴う進路変更の仕方 		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	<ul style="list-style-type: none"> 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 信号の読みとりと対応の仕方 標識・標示等の読みとりと対応の仕方 		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 		道路	普通
	5 歩行者等の保護	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等の動きの読みとり方 歩行者等の側方通過の仕方 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 身体の不自由な者等への気配り その他歩行者等に対する気配り 		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 坂道での運転 カーブでの運転 対向車との行き違いの仕方 他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 段差のある道路での運転 踏切での運転 追い越し方、追い越され方 渋滞時の運転 		道路	普通

7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所・転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		道路	二種
11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通

年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

(2) 学科教習 合計5時限

第1段階

課程	項目名	内容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第2段階

課程	項目	内容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性と交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運動行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

凡例 ・「コース」とは、届出教のコースをいう。

- 「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
- 「適性」とは、運転適性指導員をいう。
- 「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
- 「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第10項
処 分 の 概 要：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第9項（指定の基準等）
審 査 基 準：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：富山県警察本部交通部運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：運転免許センター教習所係（電話 076-441-2211 内 731-251）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 4 号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号又は第 34 条第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 7 項、第 8 項若しくは第 10 項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第 98 条第 2 項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第 1 条第 1 項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第 32 条の 7 第 2 号、第 32 条の 8 第 2 号並びに第 34 条第 5 項及び第 8 項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第 34 条第 2 項、第 4 項、第 7 項及び第 10 項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第 1 条第 2 項（同条第 3 項、第 6 項及び第 8 項において準用する場

合を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オ

ートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。)又はMT車(AT車以外の自動車をいう。以下同じ。)の別は問わない。)でなければならないものとする。また、別表の(1)技能教習第1段階の項目1「技能録画教習①」及び同第2段階の項目14「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車(個々の障害に応じた持ち込み車両)を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等(規則第1条第2項第3号ハ及び第4項第3号ハ)

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備(年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。)が備えられていなければならないものとする。

(4) 教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第1条第2項第4号及び第4項第4号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基いて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の5に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等(大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。)の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして1種類作成されていれば足りる。

3 指定の申請等

(1) 指定の申請

指定の申請に際しては、規則第2条第1項に規定する指定申請書のほか、同条第2項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ1部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の5、第31条の6、第35条若しくは第36条又は規則第2条第2項若しくは第4条の規定により既に当

該書類を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数(普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。)に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないよう指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

(3) 教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（AT車又はMT車の別は問わない。）を使用すること。

(4) 教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね9か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

(5) 教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編 73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第1段階の項目1「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第1段階

最初に技能教習項目1「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目1「性格と運転の概説」、学科教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第1段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第2段階の教習を行うこと。

ウ 第2段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目2「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目1「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故

の悲惨さ」の順序は問わないが、第2段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証の確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行う

ものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めるとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指

定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留意すること。

別表

(1) 技能教習 合計 31 時限
第 1 段階 (11 時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経験課程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視線の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の変え方 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通

6 鋭角コース等の通過	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 鋭角コースの通過 	コース	二種
7 方向変換及び縦列駐車	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐・停車場所での止め方と発進の仕方 幅寄せの仕方 	コース	普通
8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通行位置の選び方 進路変更時の情報のとり方と合図の時機 進路変更の仕方とタイミングのとり方 障害物とその付近の情報のとり方 進路変更の可否の判断 側方間隔のとり方と速度の選び方 進路のとり方、戻り方 障害物への円滑な対応の仕方 	コース	普通
9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方 	コース	普通
10 踏切の通過	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止の仕方 安全確認と通過の仕方 踏切内で故障した場合等の措置 	コース	普通
11 転回	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 転回場所、転回方法の選び方 転回場所の交通状況の捉え方 対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 転回における走行位置と速度の選び方 転回の方法 方向変換 	コース	二種

12	教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）	1	コース	二種

第2段階（20時限）

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通の流れへの入り方 交通の流れに合わせた速度の選び方 速度に合わせた車間距離のとり方 適切な通行位置 	14	道路	普通
	2 進路変更	<ul style="list-style-type: none"> 交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害物の回避に伴う進路変更の仕方 右左折に伴う進路変更の仕方 		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	<ul style="list-style-type: none"> 信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 信号の読みとりと対応の仕方 標識・標示等の読みとりと対応の仕方 		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	<ul style="list-style-type: none"> 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の直進方法 交差点の左折方法 交差点の右折方法 見通しの悪い交差点の通行 		道路	普通
	5 歩行者等の保護	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等の動きの読みとり方 歩行者等の側方通過の仕方 横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 身体の不自由な者等への気配り その他歩行者等に対する気配り 		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 坂道での運転 カーブでの運転 対向車との行き違いの仕方 他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 段差のある道路での運転 踏切での運転 追い越し方、追い越され方 渋滞時の運転 		道路	普通

7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所・転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等他の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		道路	二種
11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通

年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

(2) 学科教習 合計5時限

第1段階

課程	項目名	内容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第2段階

課程	項目	内容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性と交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運動行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

凡例 ・「コース」とは、届出教のコースをいう。

- 「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
- 「適性」とは、運転適性指導員をいう。
- 「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
- 「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。